東海第二発電所　工事計画審査資料	
資料番号	補足-130-1 改 0
提出年月日	平成 30 年 4 月 12 日

東海第二発電所

工事計画に係る補足説明資料

（品質保証計画書（工認本文）について）

平成 30 年 4 月

日本原子力発電株式会社

［　　］内は，当該箇所を提出（最新）したときの改訂を示す。

目　　次

1. 工事計画認可申請のうち品質保証計画書と保安規定品質保証計画の関係について
［改０　H30.4.12］

2. 工事計画本文の品質保証計画の変更の考え方について［改０　H30.4.12］

3. ＪＥＡＣ４１１１-2009，工認審査基準と解釈，東海第二発電所工認品質保証計画の変更前後についての比較表［改０　H30.4.12］

4. 「保安規定品質保証計画」及び「工事計画申請の品質保証計画」の記載のうち原子炉施設の考え方について［改０　H30.4.12］

1.　工事計画認可申請のうち品質保証計画書と保安規定品質保証計画書の関係について

1.1　当社の品質保証体制について

当社は，「原子力発電所における安全のための品質保証規程」（以下，「ＪＥＡＣ４１１１－2009」という。）及び「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」（以下「工認審査基準」という。）に基づき「品質保証規程（品質マニュアル）」に設計及び工事段階並びに運転段階に適用する品質マネジメントシステム（以下「ＱＭＳ」という。）を定めることにより，品質保証体制を構築している。

1.2　工認品質保証計画の記載の考え方について

工認品質保証計画については，当社のＱＭＳ を定めた「品質保証規程（品質マニュアル）」に基づき，工認対象施設の設計及び工事に係るＱＭＳ活動の計画として，工認対象施設毎に作成する。

以下に，工認品質保証計画作成に当たっての関係と記載の考え方を示す。

(1)　工認品質保証計画と保安規定品質保証計画の関係

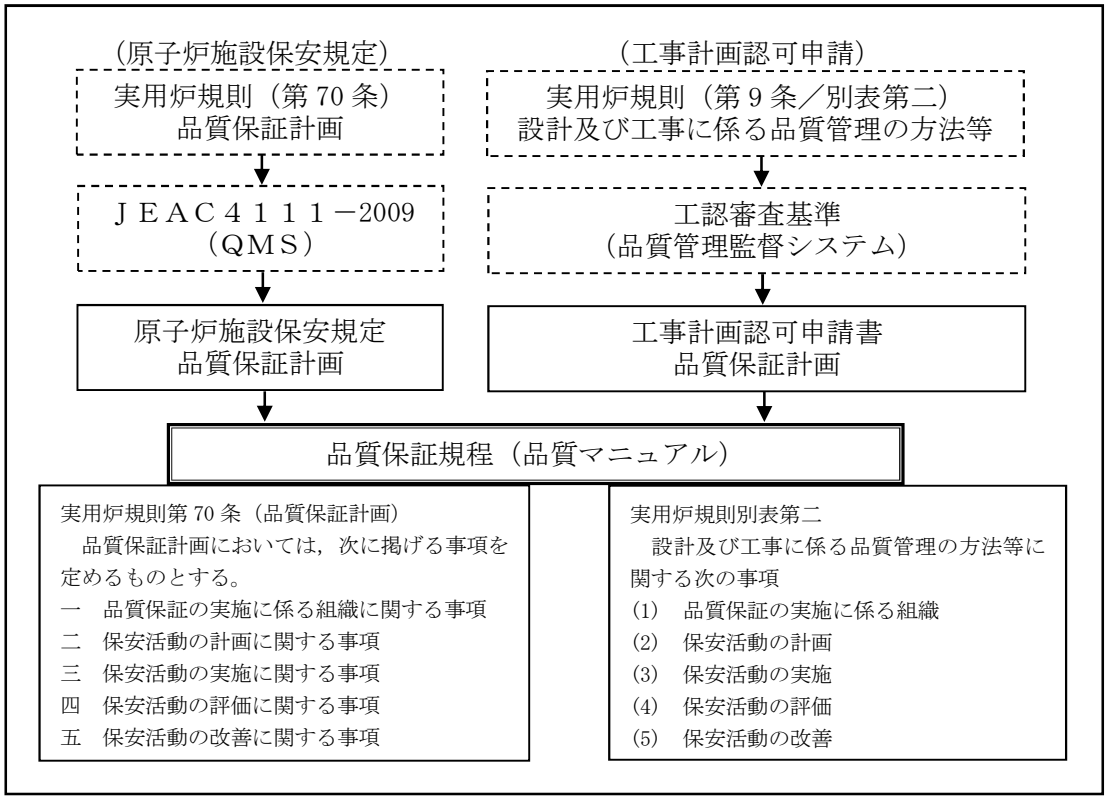

(2)　各品質保証計画及び品質保証規程（品質マニュアル）の記載の考え方

各品質保証計画は実用炉規則の要求に基づき，ＪＥＡＣ４１１１－2009 や工認審査基準などのそれぞれで具備すべき要件を満たす形で記載されている。

工認品質保証計画は当社の設計及び工事段階，保安規定品質保証計画は当社の運転段階の品質保証計画を定めており，それらを要求事項とする品質保証規程（品質マニュアル）はどちらの段階にも適用する品質マネジメントシステムを現した文書として規定している。

以　上

2.　工事計画本文の品質保証計画の変更の考え方について

工事計画本文の「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項」（以下「工認品質保証計画」という。）は，実用炉規則の別表第一に該当する工事の計画を申請する際に，別表第二の中欄の「記載すべき事項」を受けたものとして記載している。

工認品質保証計画の新規作成と変更については，以下の考え方をベースに下記のフローの通りとする。

- 本記載は当該工事計画に係る設計及び工事に対するものであり，工事計画として継続的にその内容の最新性を確保するものでは無く，当該工事が完了するまでの間，その最新性を維持すれば良い。
- 事業者のＱＭＳは１つであり，工認品質保証計画は，可能な限り保安規定品質保証計画と一致させておくことが望ましい。ただし，保安規定の品証に係る認可基準と工認の品証認可基準の範囲を踏まえ，工認として審査する範囲を明確にすることが必要。
  （保安規定品質保証計画は主に運用関係が適用範囲，工認品質保証計画は設計～検査までのプロセス（調達等のサブプロセス含む）のみが適用範囲）

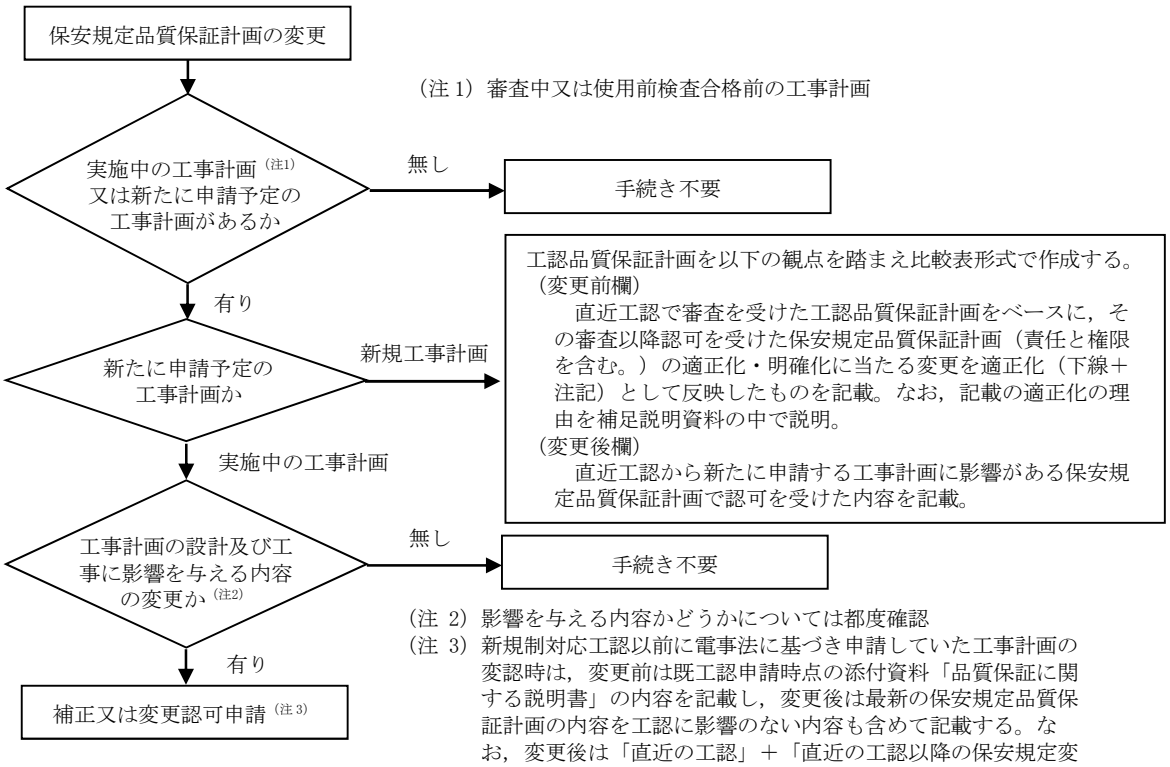

（注 1）審査中又は使用前検査合格前の工事計画

（注 2）影響を与える内容かどうかについては都度確認

（注 3）新規制対応工認以前に電事法に基づき申請していた工事計画の変認時は，変更前は既工認申請時点の添付資料「品質保証に関する説明書」の内容を記載し，変更後は最新の保安規定品質保証計画の内容を工認に影響のない内容も含めて記載する。なお，変更後は「直近の工認」＋「直近の工認以降の保安規定変更」となるため，直近の工認からの変更点について当該工認との関連性を含めて補足説明資料にて説明する。

(参考)

【実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則の抜粋】
（工事の計画の認可等の申請）
第九条　法第四十三条の三の九第一項又は第二項の認可を受けようとする者は，次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては，その代表者の氏名
二　工事計画
三　工事工程表
四　変更の工事又は工事の計画の変更の場合にあっては，変更の理由
２　前項第二号の工事計画には，申請に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて，同表の中欄に掲げる事項（その申請が修理の工事に係る場合は，修理の方法）を記載しなければならない。この場合において，その申請が変更の工事又は工事の計画の変更に係るものであるときは，変更前と変更後とを対照しやすいように記載しなければならない。

変更の工事　　→ 別表第一に該当する発電用原子炉施設の工事
工事の計画の変更 → 工事の計画の申請以降～使用前検査合格までの変更

3．JEAC4111-2009，工認審査基準と解釈，東海第二発電所工認品質保証計画の変更前後について比較表

原子力発電所における安全のための 品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
1．目　　的 本規程は，原子力発電所の事業者（以下，「組織」という。）が，安全文化を基礎とし，この要求事項に従って，品質マネジメントシステムを確立し，実施し，評価確認し，継続的に改善することによって，原子力発電所の安全を達成・維持・向上することを目的としている。	【凡例】 ○「赤字の下線部」は，変更前の品質保証計画＜H23.10.13 前回届出版＞から変更後の品質保証計画＜H29.11.24 補正版＞に見直した箇所を示す。 ○「黄色のマーキング箇所」は，工認審査基準の内容で JEAC4111－2009 から追加となった箇所で，その内容を品質保証計画に反映した箇所を示す。 ○「水色のマーキングの下線（波線）部」は，工認審査基準の内容で JEAC4111－2009 から追加となった箇所及び工認審査基準の内容に係らない箇所で，検討の結果，現状の品質保証計画の記載内容で対応している箇所を示す。		当社は，原子力発電所の安全を達成・維持・向上するため，社長をトップマネジメントとし，発電所の保安活動及び保守管理（以下「保安活動等」という。）のために必要な品質マネジメントシステム（以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し，実施し，評価確認し，継続的に改善することとしている。 当社における品質マネジメントシステムは，「原子力発電所における安全のための品質保証規程」（JEAC4111-2009）（以下「JEAC4111」という。）及び「原子力発電所の保守管理規程」（JEAC4209-2007）を適用規格として策定した，「東海第二発電所原子炉施設保安規定の品質保証計画」及び「品質保証規程」（以下「品質マニュアル」という。）に基づき保安活動等を実施している。 本説明書は，東海第二発電所（以下「発電所」という。）の「□□□※1」に係る保安活動等について述べるものである。 なお，品質マニュアルの内容に変更があった場合は，最新の品質マニュアルに基づき実施することとする。 また，本工事に係る当社及び発注先の保安活動の概要を「第１表 本工事に係る保安活動の概要」に示す。	1.　品質保証計画 当社は，「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」及び「原子力発電所における安全のための品質保証規程（ＪＥＡＣ４１１１－2009）」（以下「ＪＥＡＣ４１１１」という。）に基づき，安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含めた品質マネジメントシステムを構築し，「品質マニュアル（品質保証規程）」を定めている。本品質保証計画は，「品質マニュアル（品質保証規程）」に基づき定めたものである。	・保安規定との整合を図り記載の適正化 ・「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」及び「同解釈」の反映（以下「工認審査基準の反映」という。） ※１：工事計画認可申請　「固体廃棄物作業建屋の機電設備設置工事」（平成 23 年 10 月 13 日）
2．適用範囲 (1)　本規程は，燃料が装荷されて以降の試運転段階及び運転段階の原子力発電所において，組織が実施する保安活動に適用される。 (2)　本規程は，原子力発電所以外の操業段階の核燃料加工施設，再処理施設，廃棄物埋設施設，廃棄物管理施設等において，組織が実施する保安活動に対しても適用される。	第一章　総則 （適用範囲） 第一条　　この規則は、実用発電用原子炉及びその附属施設について適用する。	第１章総則 第１条（適用範囲） １ 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成２５年原子力規制委員会規則第８号。以下「規則」という。）第１条に規定する「実用発電用原子炉及びその附属施設」とは、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和５３年通商		2.　適用範囲 本品質保証計画は，東海第二発電所の設計及び工事に係る保安活動に適用する。	・保安規定との整合を図り追加

原子力発電所における安全のための 品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
(3)　本規程は，原子力発電所等の立地調査段階，建設段階，廃止措置段階にも準用できる。		産業省令第７７号）の別表第２の上欄に掲げられている発電用原子炉施設」である。			
3．定　　義 本規程における用語の定義は，下記を除き「JIS Q 9000:2006　品質マネジメントシステム－基本及び用語」に従うものとする。	（定義） 第二条　　この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 において使用する用語の例による。	第２条（定義） １ 本規程において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和３２年法律第１６６号）及び規則において使用する用語の例による。		3.　定義 本品質保証計画における用語の定義は，以下を除きＪＥＡＣ４１１１に従う。	・保安規定との整合を図り追加
	２　　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。				
	一　　「品質管理監督システム」とは、発電用原子炉設置者が品質に関して保安活動を実施する部門（以下「部門」という。）の管理監督を行うための仕組み(安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含む。) をいう。	２ 規則第２条第２項第１号に規定する「品質管理監督システム」とは、「工業標準化法（昭和２４年法律第１８５号）に基づく日本工業規格Ｑ９００１：２００８（以下「ＪＩＳ Ｑ９００１」という。）で使用されている「品質マネジメントシステム」と安全文化を醸成する活動を行う仕組みが一体化したもの」をいう。 ３ 規則第２条第２項第１号に規定する「安全文化を醸成する活動」には、例えば以下のような活動がある。 ・原子力安全に対する個人及び集団としての決意を表明し、実践すること。 ・原子力安全に対する当事者意識を高めること。 ・信頼、協働、自由なコミュニケーションを奨励し、より良い労働環境条件の改善に努め、人的・組織的問題の報告を重視する開かれた文化を構築すること。 ・原子力安全が損なわれることのないように、構築物、系統及び機器の欠陥に関する報告を適切に行うこと。 ・特定された問題及び改善提案に対する迅速な対応を行うこと。 ・組織が、継続的に、安全と安全文化を高め、改善するための手段を持つこと。 ・原子力安全に対する組織及び個人の責任			

原子力発電所における安全のための 品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
		と説明責任を果たすこと。 ・原子力安全に関し、組織のあらゆる階層において問い掛ける姿勢及び学習する姿勢を奨励し、慢心を戒めるための方策を模索し実施すること。 ・組織内での安全及び安全文化に関する重要な要素について共通の理解を促進すること。 ・自らの業務及び職場環境に関連したリスクを認識し、起こりうる結果を理解すること。 ・全ての活動において慎重な意志決定をすること。			
	二　「資源」とは、個人の有する知識及び技能並びに技術、設備その他の個別業務（保安活動を構成する個別の業務をいう。以下同じ。）に活用される資源をいう。				
	三　「品質方針」とは、品質保証の実施のために経営責任者が定め、表明する基本的な方針をいう。				
	四　「照査」とは、設定された目標を達成する上での妥当性及び有効性を判定することをいう。	4 規則第２条第２項第４号に規定する「照査」とは、ＪＩＳ Ｑ９００１で使用されている「レビュー」に相当するものである。			
	五　「プロセス入力情報」とは、あるプロセス（工業標準化法　（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格Ｑ九〇〇〇のプロセスをいう。以下同じ。）を実施するに当たって提供される、品質管理のために必要な情報等をいう。	5 規則第２条第２項第５号に規定する「プロセス入力情報」とは、ＪＩＳ Ｑ９００１で使用されている「インプット」に相当するものである。			
	六　「プロセス出力情報」とは、あるプロセスを実施した結果得られる情報等をいう。	6 規則第２条第２項第６号に規定する「プロセス出力情報」とは、ＪＩＳ Ｑ９００１で使用されている「アウトプット」に相当するものである。			
	七　「妥当性確認」とは、発電用原子炉施設並びに手順、プロセスその他の個別業務及び品質管理の方法が期待される結果を与えることを検証することをい				

原子力発電所における安全のための 品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
	う。				
3.1　原子力安全 適切な運転状態を確保すること，事故の発生を防止すること，あるいは事故の影響を緩和することにより，業務に従事する者，公衆及び環境を，放射線による過度の危険性から守ること。					
3.2　トップマネジメント 原子炉設置者(法人にあってはその代表者)。					
3.3　業　　務 保安活動を構成する個々のプロセスを実施すること。 広義には組織の「運営管理活動」，「資源の運用管理」，「業務の計画及び実施」，「評価及び改善」に関する活動を含む，組織の品質マネジメントシステムで規定されたすべての活動の実施を意味するが，狭義には「業務の計画及び実施」に対応する運転管理，保守管理等，原子力施設に係わる直接的な保安活動の実施を意味する。本規程においては，７章及び８章では狭義の意味で，また，それ以外の章では広義の意味で本用語を使用する。					
3.4　調　　達 ISO 9001 中で用いられている「購買」と同義。					
3.5　原子力施設 原子力発電所，核燃料加工施設，再処理施設，廃棄物埋設施設，廃棄物管理施設等を構成する構築物，系統及び機器等の総称。				(1)　原子炉施設 原子力発電所を構成する構築物，系統及び機器等の総称をいう（以下，関係法令における「発電用原子炉施設」のことをいう。）。	・保安規定との整合を図り追加
3.6　グレード分け プロセス，原子力施設及び調達製品の原子力安全に対する重要性に応じて，保安活動の実施の程度を明確化し，保安活動を行うこと。					
3.7　試　　験 ISO 9000 で定義される「試験」(3.8.3)に					

原子力発電所における安全のための 品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
加え，適合性評価を行う場合も含む。 ［解説 3.7］					
3.8　直接原因分析 当該事故・故障又は不適合事象等に対して直接要因の分析を行うことにより，是正処置及び予防処置をとること。					
3.9　根本原因分析 直接原因分析を踏まえて，組織要因を分析し，マネジメントシステムを改善する処置をとること。					
3.10　直接要因 事象の発生に結びついた局所的なプロセス上の要因。機器の破損や人的過誤を引き起こす直接の原因となった要素であり，技術的要因と人的要因の両方を含む。					
3.11　人的過誤 要求された基準から逸脱した設計，製作，施工，運転，保守・管理等に関する人の行為。					
3.12　人的要因 人間の特性に関わる要素だけの問題ではなく，職場の環境，作業の環境，作業の特性，管理の特性に関わる要素を含む人間を取り巻くすべての要素の集合体。					
3.13　組織要因 直接要因を未然に防止することができなかった組織活動に関わる要素の集合体。					
				(2)　実施部門 第 1 図に定める組織（以下「組織」という。）をいう。	・保安規定との整合を図り追加
				(3)　原子力施設情報公開ライブラリー 原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより，事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として，一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう（以下「ニューシア」という。）。	・保安規定との整合を図り追加

原子力発電所における安全のための 品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
				(4)　ＢＷＲ事業者協議会 国内ＢＷＲ（沸騰水型軽水炉）プラントの安全性及び信頼性を向上させるために，電力会社とプラントメーカとの間で情報を共有し，必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。	・保安規定との整合を図り追加
4. 品質マネジメントシステム 4.1　一般要求事項 (1)　組織は，この規程の要求事項に従って，品質マネジメントシステムを確立し，文書化し，実施し，維持しなければならない。また，その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善しなければならない。	第二章　品質管理監督システム （品質管理監督システムに係る要求事項） 第三条　　発電用原子炉設置者は、この規則の規定に従って、品質管理監督システムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持しなければならない。	第２章品質管理監督システム 第３条（品質管理監督システムに係る要求事項） １　規則第３条第１項に規定する「品質管理監督システムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持しなければならない」とは、「品質管理監督システムで規定した一連のプロセスの運用と管理の結果、保安の確保が維持されているとともに、不適合について品質管理監督システムに起因する原因を究明し、是正処置や予防処置を通じて原因の除去を行う等当該システムの改善を継続的に行うこと」をいう。 また、同項に規定する「実効性を維持」とは、ＪＩＳ Ｑ９００１で使用されている「有効性を継続的に改善」に相当するものである。	1.　品質マネジメントシステム 1.1　一般要求事項 1.1.1　一般要求事項（4.1）※１ (1)「第１図 東海第二発電所 品質マネジメントシステム組織図」に定める組織（以下「組織」という。）は，JEAC4111 に基づき作成した品質マニュアルに従って，品質マネジメントシステムを確立し，文書化し，実施し，維持する。また，その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。 ※１：括弧内の数字は，JEAC4111 の項目番号を示す（以下同様）。	4.　品質マネジメントシステム 4.1　一般要求事項 (1)　組織は，本品質保証計画に従って，品質マネジメントシステムを確立し，文書化し，実施し，維持する。また，その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。	・文書構成の見直しに伴う見出し番号及び記号の変更（以下同じ変更の記載を省略する。） ・保安規定との整合を図り記載の適正化
(2)　組織は，次の事項を実施しなければならない。	2　　発電用原子炉設置者は、次に掲げる業務を行わなければならない。		(2)　組織は次の各号に掲げる事項を実施する。	(2)　組織は，次の事項を実施する。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
a)　品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。	一　　品質管理監督システムに必要なプロセスの内容（当該プロセスにより達成される結果を含む。）を明らかにするとともに、当該プロセスのそれぞれについてどのように適用されるかについて識別できるようにすること。		(a)　品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を，「発電部門に係る品質管理要項」（以下「品質管理要項」）という。）に定める二次文書及び三次文書で明確にする。	a)　品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を，第１表(2)及び(3)に示す二次文書，「品質管理要項」に定める三次文書（以下「三次文書」という。）で明確にする。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
b)　これらのプロセスの順序及び相互関係を明確にする。	二　　プロセスの順序及び相互の関係を明確にすること。		(b)　(a)のプロセスの順序及び相互関係を「第２図 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係」に示す。	b)　これらのプロセスの順序及び相互関係を第２図に示す。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
c)　これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。	三　　プロセスの実施及び管理の実効性の確保に必要な判定基準及び方法を明確にすること。	２　規則第３条第２項第３号に規定する「実効性」とは、ＪＩＳ Ｑ９００１で使用されている「効果的」に相当するものである。	(c)　(a)のプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であるようにするために，必要な判断基準及び判断方法を「発電部門に係る品質管理要項」に定める文書	c)　これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。	・保安規定との整合を図り記載の適正化

原子力発電所における安全のための品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
			（以下「規程」という。）に示す。		
d)　これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できることを確実にする。	四　　プロセスの実施並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。		(d)　(a)のプロセスの運用及び監視を支援するために，必要な資源及び情報を利用できるように「３．　資源の運用管理」に定める。	d)　これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できることを確実にする。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
e)　これらのプロセスを監視し，適用可能な場合には測定し，分析する。	五　　プロセスを監視測定し、及び分析すること。ただし、測定することが困難な場合は、測定することを要しない。		(e)　(a)のプロセスを監視し，適用可能な場合には測定し，分析することを 5.2.2（内部監査），5.2.3（プロセスの監視及び測定）及び 5.4.1（データの分析）に定め，実施する。	e)　これらのプロセスを監視し，適用可能な場合には測定し，分析する。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
f)　これらのプロセスについて，計画どおりの結果を得るため，かつ，継続的改善を達成するために必要な処置をとる。	六　　プロセスについて、第一号の結果を得るため、及び実効性を維持するために、所要の措置を講ずること。	３　規則第３条第２項第６号に規定する「実効性を維持する」とは、ＪＩＳ　Ｑ９００１で使用されている「継続的改善を達成する」に相当するものである。	(f)　(a)のプロセスについて，計画どおりの結果を得るため，かつ，継続的改善を達成するために，「2.6 マネジメントレビュー」，「5.3 不適合管理」及び「5.5 改善」に示す処置をとる。	f)　これらのプロセスについて，計画どおりの結果を得るため，かつ，継続的改善を達成するために必要な処置をとる。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
	七　　品質保証の実施に係るプロセス及び組織を品質管理監督システムと整合的なものとすること。			g)　これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムとの整合をとれたものにする。	・工認審査基準の反映
	八　　社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、保安活動を促進すること。			h)　社会科学及び行動科学の知見を踏まえて，品質マネジメントシステムの運用を促進する。	・工認審査基準の反映
(3)　組織は，品質マネジメントシステムの運用において，原子力安全に対する重要性に応じて，品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行わなければならない。また，グレード分けの決定に際しては，原子力安全に対する重要性に加えて以下の事項を考慮することができる。	6　　発電用原子炉設置者は、保安のための重要度に応じて、品質管理監督システムに係る要求事項を適切に定めなければならない。 7　　発電用原子炉設置者は、保安のための重要度に応じて、資源の適切な配分を行わなければならない。		(3)　組織は，品質マネジメントシステムの運用において，「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（以下「重要度分類指針」という。）に基づく重要性に応じて，「原子力施設の重要度分類基準要項」を定め，品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また，グレード分けの決定に際しては，重要度分類指針に基づく重要性に加えて以下の事項を考慮する。	(3)　組織は，品質マネジメントシステムの運用において，発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）に基づく重要性に応じて，「原子力施設の重要度分類基準要項」を定め，品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また，これに基づき資源の適切な配分を行う。なお，グレード分けの決定に際しては，重要度分類指針に基づく重要性に加えて以下の事項を考慮することができる。	・工認審査基準の反映 ・保安規定との整合を図り記載の適正化
a)　プロセス及び原子力施設の複雑性，独自性，又は斬新性の程度			(a)　プロセス及び原子力施設の複雑性，独自性，又は斬新性の程度	a)　プロセス及び原子炉施設の複雑性，独自性，又は斬新性の程度	・保安規定との整合を図り記載の適正化
b)　プロセス及び原子力施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度			(b)　プロセス及び原子力施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度	b)　プロセス及び原子炉施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度	・保安規定との整合を図り記載の適正化
c)　検査又は試験による原子力安全に対			(c)　検査又は試験による原子力安全に対	c)　検査又は試験による原子力安全に対	

原子力発電所における安全のための 品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
する要求事項への適合性の検証可能性の程度			する要求事項への適合性の検証可能性の程度	する要求事項への適合性の検証可能性の程度	
d)　作業又は製造プロセス，要員，要領，及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度			(d) 作業又は製造プロセス，要員，要領，及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度	d)　作業又は製造プロセス，要員，要領，及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度	
e)　運転開始後の原子力施設に対する保守，供用期間中検査及び取替えの難易度			(e) 運転開始後の原子力施設に対する保守，供用期間中検査及び取替えの難易度	e)　運転開始後の原子炉施設に対する保守，供用期間中検査及び取替えの難易度	・保安規定との整合を図り記載の適正化
(4)　組織は，これらのプロセスを，この規程の要求事項に従って運営管理しなければならない。	3　　発電用原子炉設置者は、この規則の規定に従って、プロセスを管理しなければならない。		(4) 組織は，これらのプロセスを，品質マニュアルに従って運営管理する。	(4)　組織は，これらのプロセスを本品質保証計画に従って運営管理する。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
(5)　原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを組織が決めた場合には，組織はアウトソースしたプロセスに関して管理を確実にしなければならない。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式及び程度は，組織の品質マネジメントシステムの中で定めなければならない。	4　　発電用原子炉設置者は、個別業務又は発電用原子炉施設に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合性に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにしなければならない。 5　　発電用原子炉設置者は、前項の管理を、品質管理監督システムの中で識別することができるように規定しなければならない。		(5) 原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを決めた場合は，組織は「4.4 調達」に従ってアウトソースしたプロセスに関して管理する。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式及び程度は，「調達管理要項」に定める。	(5)　原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを決めた場合には，組織は調達(7.4 参照)に従ってアウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式及び程度は，「調達管理要項」に定める。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
注記１　品質マネジメントシステムに必要となるプロセスには，「運営管理活動」，「資源の運用管理」，「業務の計画及び実施」，「評価及び改善」にかかわるプロセスが含まれる。 注記２　“アウトソースしたプロセス”とは，組織の品質マネジメントシステムにとって必要であり，その組織が外部に実施させることにしたプロセスである。 注記３　アウトソースしたプロセスに対する管理を確実にしたとしても，すべての業務に関連する法令・規制要求事項への適合に対する組織の責任が免除されるものではない。アウトソースしたプロセスに適用される管理の方式及び程度は，次のような要因によって影響され得る。					

原子力発電所における安全のための 品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
a) 原子力安全を達成するために必要な組織の能力に対する，アウトソースしたプロセスの影響の可能性 b) そのプロセスの管理への関与の度合い c) 7.4 の適用において必要な管理を遂行する能力					
4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 品質マネジメントシステムの文書には，次の事項を含めなければならない。	（品質管理監督システムの文書化） 第四条　発電用原子炉設置者は、前条第一項の規定により品質管理監督システムを確立するときは、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。	第４条（品質管理監督システムの文書化）	1.2　文 書 1.2.1　一般（4.2.1） (1) 品質マネジメントシステムの文書には，次の各号に掲げる事項を含める。なお，記録は，適正に作成する。文書体系については，「第３図 品質マネジメントシステム文書体系図」に示す。	4.2　文書化に関する要求事項 4.2.1　一般 (1)　品質マネジメントシステムの文書には，次の事項を含める。なお，記録は適正に作成する。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
a) 文書化した，品質方針及び品質目標の表明	一　品質方針表明書及び品質目標表明書	1 規則第４条第１号に規定する「品質方針表明書」とは、ＪＩＳ Ｑ９００１で使用されている「品質方針を文書化したもの」に相当するものである。また、「品質目標表明書」とは、ＪＩＳ Ｑ９００１で使用されている「品質目標を文書化したもの」に相当するものである。	(a) 文書化した，品質方針及び品質目標の表明	a)　文書化した，品質方針及び品質目標の表明	
b) 品質マネジメントシステム	二　品質管理監督システムを規定する文書（以下「品質管理監督システム基準書」という。）	2 規則第４条第２号に規定する「品質管理監督システム基準書」とは、ＪＩＳ Ｑ９００１で使用されている「品質マニュアル」に相当するものである。	(b) 品質マネジメントシステム イ．原子炉施設保安規定の品質保証計画及び「品質保証規程」	b)　品質マネジメントシステム イ．　本品質保証計画，原子炉施設保安規定の品質保証計画及び第１表(1)に示す「品質保証規程」	・保安規定との整合を図り記載の適正化
c) この規程が要求する“文書化された手順”及び記録	三　プロセスについての実効性のある計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書	3 規則第４条第３号に規定する「実効性のある計画的な実施」とは、ＪＩＳ Ｑ９００１で使用されている「効果的な計画、運用」に相当するものである。	(c) JEAC4111 が要求する“文書化された手順”及び記録 イ．「品質管理要項」に定める JEAC4111 が要求する“文書化された手順”である二次文書 ロ．「品質管理要項」に定める記録	c)　ＪＥＡＣ４１１１が要求する“文書化された手順”及び記録 イ．　文書化された手順は，「第１表(2)　ＪＥＡＣ４１１１が要求する“文書化された手順”である二次文書」に示す。 ロ．　記録は，「第２表　ＪＥＡＣ４１１１の要求事項に基づき作成する記録」に示す。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
d) 組織内のプロセスの効果的な計画，運用及び管理を確実に実施するために，組織が必要と決定した記録を含む文書	四　この規則に規定する手順書及び記録		(d) 組織内のプロセスの効果的な計画，運用及び管理を確実に実施するために，組織が必要と決定した記録を含む以下の文書	d)　組織内のプロセスの効果的な計画，運用及び管理を確実に実施するために，組織が必要と決定した記録を含む以下の文書	

原子力発電所における安全のための 品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
			イ．「品質管理要項」に定める前号イ．以外の二次文書 ロ．「品質管理要項」に定める三次文書 ハ．一次文書，二次文書及び三次文書に基づき作成する社内文書 ニ．外部文書（組織外が作成する文書のうち，品質マネジメントシステムで必要とされる文書。第３５条（調達管理）において供給者が作成する文書，及び法令，基準等の社外文書を含む。） ホ．上記イ．からニ．で規定する記録	イ．　第１表(3)に示す二次文書 ロ．　三次文書 ハ．　一次文書，二次文書及び三次文書に基づき作成する社内文書 ニ．　外部文書（組織外が作成する文書のうち，品質マネジメントシステムで必要とされる文書。調達プロセスにおいて供給者が作成する文書，及び法令，基準等の社外文書を含む。） ホ．　上記イ．からニ．で規定する記録	・保安規定との整合を図り記載の適正化
				(2)　品質マネジメントシステムの文書の本品質保証計画上の位置付けを，次の事項により明確にする。 a)　一次文書及び二次文書と本「品質保証計画」の条項との関係を第１表に示す。 b)　三次文書と一次文書及び二次文書との関係を「品質管理要項」に定める。 c)　一次文書，二次文書及び三次文書に基づき作成する社内文書は，それぞれ関係する一次文書，二次文書及び三次文書に定める。 d)　外部文書は，それぞれ関係する一次文書，二次文書及び三次文書に定める。	・保安規定との整合を図り追加
				(3)　品質マネジメントシステムの文書体系を第３図に示す。	・保安規定との整合を図り追加
注記１　この規程で“文書化された手順”という用語を使う場合には，その手順が確立され，文書化され，実施され，維持されていることを意味する。 一つの文書で，一つ又はそれ以上の手順に対する要求事項を取り扱ってもよい。“文書化された手順”の要求事項は，複数の文書で対応してもよい。 注記２　品質マネジメントシステムの文書化の程度は，次の理由から組織によって異なることがある。					

原子力発電所における安全のための 品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
a)組織の規模及び活動の種類 b)プロセス及びそれらの相互関係の複雑さ c)要員の力量 注記３　文書の様式及び媒体の種類は，どのようなものでもよい。					
4.2.2 品質マニュアル 組織は，次の事項を含む品質マニュアルを作成し，維持しなければならない。	（品質管理監督システム基準書） 第五条　　発電用原子炉設置者は、品質管理監督システム基準書に、次に掲げる事項を記載しなければならない。	第５条（品質管理監督システム基準書） １　規則第５条第６号に規定する「品質管理監督システムの範囲」とは、「品質管理監督システムに関する組織上の適用範囲と活動内容上の適用範囲の双方」をいう。	1.2.2　品質マニュアル（4.2.2） (1) 組織は，品質マニュアルとして次の各号に掲げる事項を含む，原子炉施設保安規定の品質保証計画及び「品質保証規程」を作成し，維持する。なお，「品質保証規程」の作成にあたっては，品質保証計画との整合をとる。	4.2.2　品質マニュアル 組織は，次の事項を含む品質マニュアルとして，本品質保証計画，原子炉施設保安規定の品質保証計画及び「品質保証規程」を作成し，維持する。なお，「品質保証規程」の作成にあたっては，本品質保証計画及び原子炉施設保安規定の品質保証計画との整合をとる。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
a)品質マネジメントシステムの適用範囲	六　　品質管理監督システムの範囲 一　　品質保証の実施に係る組織に関する事項		(a) 品質マネジメントシステムの適用範囲	a)　品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む）	・工認審査基準の反映
	二　　保安活動の計画に関する事項 三　　保安活動の実施に関する事項 四　　保安活動の評価に関する事項 五　　保安活動の改善に関する事項			b)　品質マネジメントシステムの計画，実施，評価，改善に関する事項	・工認審査基準の反映
b)品質マネジメントシステムについて確立された“文書化された手順”又はそれらを参照できる情報	七　　品質管理監督システムのために作成した手順書の内容又は当該手順書の文書番号その他参照情報		(b) 品質マネジメントシステムについて確立された“文書化された手順”又はそれらを参照できる情報	c)　品質マネジメントシステムについて確立された“文書化された手順”又はそれらを参照できる情報	・文書番号はその他参照情報の一例であると示されているとのパブリックコメントの回答を得ている。また保安規定で文書番号も明確になっていることから，JEAC ベースの記載とした。
c)品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述	八　　各プロセスの相互の関係		(c) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述	d)　品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述	
4.2.3 文書管理 (1) 品質マネジメントシステムで必要とされる文書は，管理しなければならない。ただし，記録は文書の一種ではあるが，4.2.4 に規定する要求事項に従って管理しなければならない。	（文書の管理） 第六条　　発電用原子炉設置者は、この規則に規定する文書その他品質管理監督システムに必要な文書（記録を除く。以下「品質管理監督文書」という。）を管理しなければならない。		1.2.3　文書管理（4.2.3） (1) 組織は，品質マネジメントシステムで必要とされる文書を遵守するために，保安活動の重要度に応じて管理する。ただし，記録は文書の一種ではあるが，1.2.4（記録の管理）に定める要求事項に従って管理する。	4.2.3　文書管理 (1)　組織は，品質マネジメントシステムで必要とされる文書を遵守するために，保安活動の重要度に応じて管理する。ただし，記録は文書の一種ではあるが，4.2.4（記録の管理）に規定する要求事項に従って管理する。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
(2) 次の活動に必要な管理を規定するために，“文書化された手順”を確立しなければ	2　　発電用原子炉設置者は、次に掲げる業務に必要な管理を定めた手順書を作成し		(2) 次の活動に必要な事項を「文書取扱要項」に定め，管理する。	(2)　次の活動に必要な事項を「文書取扱要項」に定め，管理する。	

原子力発電所における安全のための 品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
ならない。	なければならない。				
a）発行前に，適切かどうかの観点から文書を承認する。	一　品質管理監督文書を発行するに当たり、当該文書の妥当性を照査し、その発行を承認すること。		(a) 「文書取扱要項」に定める決裁者（以下「決裁者」という。）は，規程を発行する前に，適切かどうかの観点から承認する。	a) 発行前に，適切かどうかの観点から文書をレビューし，承認する。	・保安規定との整合を図り記載の適正化 ・工認審査基準の反映
b）文書をレビューする。また，必要に応じて更新し，再承認する。	二　品質管理監督文書について所要の照査を行い、更新を行うに当たり、その更新を承認すること。		(b) 組織は，規程を年度毎及び必要に応じて見直しの要否を確認し，必要に応じて改正する。	b) 文書をレビューする。また，必要に応じて更新し，再承認する。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
c）文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。	三　品質管理監督文書の変更内容及び最新の改訂状況が識別できるようにすること。		(c) 組織は，規程を改正する場合は，変更前後の当該箇所に下線を引く等変更箇所を明示し，変更理由を明らかにして決裁書に添付する。また，改正履歴に改正次を記載し，現在有効な版の識別をする。	c) 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
d）該当する文書の適切な版が，必要なときに，必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。	四　改訂のあった品質管理監督文書を使用する場合において、当該文書の適切な改訂版が利用できる体制を確保すること。		(d) 組織は，適用する規程の適切な版が，必要な場合に必要なところで利用できるように検索台帳を備える等により管理する。	d) 該当する文書の適切な版が，必要なときに，必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
e）文書は，読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。	五　品質管理監督文書が読みやすく、容易に内容を把握することができる状態にあることを確保すること。		(e) 規程は，簡潔，明瞭に記載するとともに，品質マネジメントシステム規程管理番号により識別する。	e) 文書は，読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
f）品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし，その配付が管理されていることを確実にする。	六　外部で作成された品質管理監督文書を識別し、その配付を管理すること。		(f) 組織は，品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし，配布する必要のある文書は配布先を明確にする。	f) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし，その配付が管理されていることを確実にする。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
g）廃止文書が誤って使用されないようにする。また，これらを何らかの目的で保持する場合には，適切な識別をする。	七　廃止した品質管理監督文書が意図に反して使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別すること。		(g) 組織は，不要となった文書のうち保存する必要のある文書は旧版であることを明示して保存し，保存期間経過時点で継続保存の必要性を判断して，廃棄又は保存の継続を行う。	g) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また，これらを何らかの目的で保持する場合には，適切な識別をする。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
			(3) 品質マニュアルに基づいて作成又は変更された文書は，作成又は変更後，５年が経過するまで保存する。ただし，法令等にこれより長い定めのあるものについては，その定めに従う。		・保安規定との整合を図り削除
4.2.4 記録の管理 (1)要求事項への適合及び品質マネジメント	（記録の管理） 第七条　発電用原子炉設置者は、この規則	第７条（記録の管理） １　規則第７条第１項に規定する「実効性の	1.2.4　記録の管理（4.2.4） (1) 組織は，品質マネジメントシステムに必	4.2.4　記録の管理 (1)　組織は，要求事項への適合及び品質マ	

原子力発電所における安全のための 品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
システムの効果的運用の証拠を示すために作成された記録を，管理しなければならない。	に規定する記録その他要求事項への適合及び品質管理監督システムの実効性のある実施を実証する記録の対象を明らかにするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、これを管理しなければならない。	ある実施」とは、ＪＩＳ Ｑ９００１で使用されている「効果的運用」に相当するものである。	要な記録を次のとおり管理する。 (a) 組織は，業務に対する要求事項への適合の証拠及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために適正に作成された記録を管理する。	ネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために適正に作成する記録の対象を明確にし，管理する。	・工認審査基準の反映
(2) 組織は，記録の識別，保管，保護，検索，保管期間及び廃棄に関して必要な管理を規定するために，“文書化された手順”を確立しなければならない。	2　発電用原子炉設置者は、前項の記録の識別、保存、保護、検索、保存期間及び廃棄に関し所要の管理を定めた手順書を作成しなければならない。		(b) 組織は，記録の識別，保管，保護，検索，保存期間及び廃棄に関して必要な事項を，「品質記録管理要項」に定め管理する。	(2)　組織は，記録の識別，保管，保護，検索，保管期間及び廃棄に関して必要な事項を「品質記録管理要項」に定め，管理する。	・保管（管理された状態を保つこと）と保存は同義語であることから，JEAC ベースの記載とした。 ・保安規定との整合を図り記載の適正化
(3) 記録は，読みやすく，容易に識別可能かつ検索可能でなければならない。			(c) 記録の作成に当たっては，読みやすく，容易に識別可能かつ識別番号等により検索ができるようにする。	(3)　記録は，読みやすく，容易に識別可能かつ検索可能とする。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
			(2) 品質マニュアルに基づいて作成又は変更された記録は，作成又は変更後，５年が経過するまで保存する。ただし，法令等にこれより長い定めのあるものについては，その定めに従う。		・保安規定との整合を図り削除
5.　経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント トップマネジメントは，品質マネジメントシステムの構築及び実施，並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を，次の事項によって示さなければならない。	第三章　経営責任者の責任 （経営責任者の関与） 第八条　経営責任者は、品質管理監督システムの確立及び実施並びにその実効性の維持に指導力及び責任を持って関与していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証しなければならない。	第３章経営責任者の責任 第８条（経営責任者の関与） １ 規則第８条に規定する「実効性の維持」とは、ＪＩＳ Ｑ９００１で使用されている「有効性を継続的に改善」に相当するものである。	2.　経営者の責任 2.1　経営者のコミットメント 2.1.1　経営者のコミットメント (5.1) (1) 社長は，品質マネジメントシステムの構築及び実施並びにその有効性について継続的な改善を統括した証拠を，次の各号に掲げる事項によって示す。	5.　経営者の責任 5.1　経営者のコミットメント 社長は，品質マネジメントシステムの構築及び実施，並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を，次の事項によって示す。	・保安規定との整合を図り記載の適正化 ・社長がコミットメントとしてa)～f)項実施することが，「指導力及び責任を持って関与」することであることから，JEAC ベースの記載とした。
a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして，原子力安全の重要性を組織内に周知する。	六　関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を、保安活動を実施する者（以下「職員」という。）に周知すること。		(a) 法令・規制要求事項を満たすこと及び原子力安全を達成するための保安活動等を実施することの重要性を組織内に周知する。	a)　法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして，原子力安全の重要性を組織内に周知する。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
b) 品質方針を設定する。	一　品質方針を定めること。		(b) 品質方針を設定する。	b)　品質方針を設定する。	
c) 品質目標が設定されることを確実にする。	二　品質目標が定められているようにすること。		(c) 組織に品質目標を設定させる。	c)　品質目標が設定されることを確実にする。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
d) マネジメントレビューを実施する。	四　第十七条第一項に規定する照査を		(d) マネジメントレビューを実施する。	d)　マネジメントレビューを実施する。	

原子力発電所における安全のための 品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
	実施すること。				
e）資源が使用できることを確実にする。	五　　資源が利用できる体制を確保すること。		(e) 原子力安全に必要な資源が適切に提供されるようにする。	e)　資源が使用できることを確実にされる。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
	三　　安全文化を醸成するための活動を促進すること。	2　規則第８条第３号に規定する「安全文化を醸成するための活動」には、例えば以下のような活動がある。 ・原子力安全に対する個人及び集団としての決意を表明し、実践すること。 ・原子力安全に対する当事者意識を高めること。 ・信頼、協働、自由なコミュニケーションを奨励し、より良い労働環境条件の改善に努め、人的・組織的問題の報告を重視する開かれた文化を構築すること。 ・原子力安全が損なわれることのないように、構築物、系統及び機器の欠陥に関する報告を適切に行うこと。 ・特定された問題及び改善提案に対する迅速な対応を行うこと。 ・組織が、継続的に、安全と安全文化を高め、改善するための手段を持つこと。 ・原子力安全に対する組織及び個人の責任と説明責任を果たすこと。 ・原子力安全に関し、組織のあらゆる階層において問い掛ける姿勢及び学習する姿勢を奨励し、慢心を戒めるための方策を模索し実施すること。 ・組織内での安全及び安全文化に関する重要な要素について共通の理解を促進すること。 ・自らの業務及び職場環境に関連したリスクを認識し、起こりうる結果を理解すること。 ・全ての活動において慎重な意志決定をすること。		f)　安全文化を醸成するための活動を促進する。	・工認審査基準の反映
5.2 原子力安全の重視 原子力安全を最優先に位置付け，トップマネジメントは，業務に対する要求事項が決	（原子力の安全の確保の重視） 第九条　　経営責任者は、個別業務等要求事項が明確にされ、かつ、個別業務及び発電		2.2　原子力安全の重視 2.2.1　原子力安全の重視（5.2） (1)　社長は，原子力安全を最優先に位置付	5.2　原子力安全の重視 原子力安全を最優先に位置付け，社長は，	・保安規定との整合を図り記載

原子力発電所における安全のための 品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
定され，満たされていることを確実にしなければならない(7.2.1 及び 8.2.1 参照)。	用原子炉施設が当該要求事項に適合しているようにしなければならない。		け，業務に対する要求事項が決定され，満たされていることをマネジメントレビューにて確認する。	業務・原子炉施設に対する要求事項が決定され，満たされていることを確実にする(7.2.1 及び 8.2.1 参照)。	の適正化
5.3 品質方針 トップマネジメントは，品質方針について，次の事項を確実にしなければならない。	（品質方針） 第十条　　経営責任者は、品質方針が次に掲げる条件に適合しているようにしなければならない。	第１０条（品質方針）	2.3　品質方針 2.3.1　品質方針（5.3） (1) 社長は，次の各号に掲げる事項を考慮した品質方針を定める。なお，品質方針には JEAC4209-2007 で要求される保守管理の実施方針が含まれるようにする。	5.3　品質方針 社長は，品質方針について，次の事項を確実にする。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
a) 組織の目的に対して適切である。	一　　品質保証の実施に係る発電用原子炉設置者の意図に照らし適切なものであること。		(a) 原子力安全の達成に対して適切なものである。	a)　組織の目的に対して適切である。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。	二　　要求事項への適合及び品質管理監督システムの実効性の維持に責任を持って関与することを規定していること。	1 規則第１０条第２号に規定する「実効性の維持」とは、ＪＩＳ Ｑ９００１で使用されている「有効性を継続的に改善」に相当するものある。	(b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。	b)　要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。	
c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。	三　　品質目標を定め、照査するに当たっての枠組みとなるものであること。		(c) 品質目標の設定及びレビューのための指針となる。	c)　品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
d) 組織全体に伝達され，理解される。	四　　職員に周知され、理解されていること。		(d) 組織全体に伝達させ，理解させる。	d)　組織全体に伝達され，理解される。	の適正化
e) 適切性の持続のためにレビューされる。	五　　妥当性を維持するために照査されていること。		(e) 適切性の持続のためにレビューする。	e)　適切性の持続のためにレビューされる。	
	六　　組織運営に関する方針と整合的なものであること。	2 規則第１０条第６号に規定する「組織運営に関する方針と整合的なものであること」とは、「The Management System for Facilities and Activities, Safety Standards Series No.GS-R-3(2006)の統合マネジメントシステムの目的を達成するために、原子力の安全に影響を及ぼす可能性のある要素を考慮して、安全性が損なわれないように管理すること」をいう。		f)　組織運営に関する方針と整合がとれている。	・工認審査基準の反映
5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) トップマネジメントは，組織内のしかるべき部門及び階層で，業務に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標〔7.1 (3) a) 参照〕が設定されていることを確実にしなければならない。	（品質目標） 第十一条　　経営責任者は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにしなければならない。		2.4　計画 2.4.1　品質目標（5.4.1） (1) 社長は，組織内のしかるべき部門及び階層に「品質目標及び品質保証計画管理要項」に基づき，業務に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標を設定させる。なお，品質目標に JEAC4209-	5.4　計画 5.4.1　品質目標 (1)　社長は，組織内のしかるべき部門及び階層で，業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7.1(3)　a)　参照)が設定されていることを確実にする。	・保安規定との整合を図り記載の適正化

原子力発電所における安全のための品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
			2007 で要求される保守管理目標が含まれるようにする。		
(2) 品質目標は，その達成度が判定可能で，品質方針との整合がとれていなければならない。	2　経営責任者は、品質目標を、その達成状況を評価しうるものであって、かつ、品質方針と整合的なものとしなければならない。		(2) 品質目標は，その達成度が判定可能で，品質方針との整合をとる。	(2)　品質目標は，その達成度が判定可能で，品質方針との整合がとれていること。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 トップマネジメントは，次の事項を確実にしなければならない。	（品質管理監督システムの計画の策定）		2.4.2　品質マネジメントシステムの計画（5.4.2） (1) 社長は，次の各号に掲げる事項が実施されていることを確認する。	5.4.2　品質マネジメントシステムの計画 社長は，次の事項を確実にする。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
a) 品質目標に加えて 4.1 に規定する要求事項を満たすために，品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。	第十二条　経営責任者は、品質管理監督システムが第三条の規定及び品質目標に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにしなければならない。		(a) 発電管理室長，考査・品質監査室長及び各発電所長が，品質目標に加えて 1.1.1（一般要求事項）に規定する要求事項を満たすために，品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。	a)　品質目標に加えて 4.1（一般要求事項）に規定する要求事項を満たすために，品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
b) 品質マネジメントシステムの変更を計画し，実施する場合には，その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく，整合性が取れている。	2　経営責任者は、品質管理監督システムの変更を計画し、及び実施する場合においては、当該品質管理監督システムが不備のないものであることを維持しなければならない。		(b) 品質マネジメントシステムの変更を計画し，実施する場合には，その変更が品質マネジメントシステム全体の体系に対して矛盾なく，整合性がとれている。また，必要に応じて第１図に掲げる委員会にて審議する。	b)　品質マネジメントシステムの変更を計画し，実施する場合には，その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく，整合性が取れている。	・保安規定との整合を図り削除
5.5 責任，権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任及び権限 トップマネジメントは，責任及び権限が定められ，組織全体に周知されていることを確実にしなければならない。	（責任及び権限） 第十三条　経営責任者は、部門及び職員の責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限が定められ、文書化され、周知されているようにしなければならない。	第１３条（責任及び権限） 1　規則第１３条に規定する「保安活動の内容について説明する責任」とは、「担当業務に応じて、組織内及び組織外に対し保安活動の内容を説明する責任」をいう。	2.5　責任，権限及びコミュニケーション 2.5.1　責任及び権限（5.5.1） (1) 組織における社長と考査・品質監査室長の責任と権限は，次のとおりとする。それ以外の組織の責任と権限については，「発電部門に係る品質管理要項」に定める。 (a) 社長 管理責任者を指揮し，発電所における品質マネジメントシステムの構築，実施及び維持並びにその有効性の継続的な改善を統括する。 (b) 考査・品質監査室長 品質マネジメントシステムの内部監査業務を行う責任と権限を有する。 (2) 本店の各室長は，室内にグループを設置することができる。当該グループの分掌業	5.5　責任・権限及びコミュニケーション 5.5.1　責任及び権限 社長は，別添１の保安に関する職務及び別添２の主任技術者の職務に定める責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限が定められ，組織全体に周知されていることを確実にする。	・保安規定との整合を図り記載の適正化 ・工認審査基準の反映 ・社内規定との整合を図り削除

原子力発電所における安全のための 品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
			務は業務体制表によって示す。 (3) 各室所長は，自己の責任において与えられた権限の一部を下級職位に再配分し，行使させることができる。 (4) 各発電所長は，前項の権限の再配分を行う場合は，再配分を行う職位及びその権限等について「権限再配分要領」に定める。		
	（プロセス責任者） 第十五条　　経営責任者は、プロセスを管理監督する責任者（以下「プロセス責任者」という。）に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。	第１５条（プロセス責任者） １　規則第１５条に規定する「プロセスを管理監督する責任者」とは、「職務権限を示す文書において、責任及び権限を付与されている者並びにプロセスを規定した手順書の制定及び改廃の権限を持つ者」をいう。		5.5.1 の２　プロセス責任者 社長は，プロセス責任者に対し，所掌する業務に関して，次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。	・工認審査基準の反映
	一　　プロセス責任者が管理する個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	２　規則第１５条第１号に規定する「実効性が維持」とは、ＪＩＳ Ｑ９００１で使用されている「有効性を継続的に改善」に相当するものである。		a)　プロセスが確立され，実施されるとともに，有効性を継続的に改善する。	・工認審査基準の反映
	二　　プロセス責任者が管理する個別業務に従事する職員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。			b)　業務に従事する要員の，業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。	・工認審査基準の反映
	三　　プロセス責任者が管理する個別業務の実績に関する評価を行うこと。			c)　成果を含む実施状況について評価する(5.4.1 及び 8.2.3 参照)。	・工認審査基準の反映
	四　　安全文化を醸成するための活動を促進すること。	３　規則第１５条第４号に規定する「活動を促進すること」とは、例えば、「リーダーシップを発揮すること、活動を支援すること」である。		d)　安全文化を醸成するための活動を促進する。	・工認審査基準の反映
5.5.2 管理責任者 (1) トップマネジメントは，組織の管理層の中から管理責任者を任命しなければならない。	（管理責任者）	第１４条（管理責任者）	2.5.2　管理責任者（5.5.2） (1) 社長は，次項の各号に掲げる事項を遂行しうる能力を有する者として，次のとおり管理責任者を任命する。 (a) 発電部門管理責任者　　（発電管理室長） (b) 監査管理責任者　　（考査・品質監査室長）	5.5.2　管理責任者 (1)　社長は，安全室を担当する取締役（以下「安全室担当取締役」という。）及び考査・品質監査室長を管理責任者に任命する。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
(2) 管理責任者は，与えられている他の責任とかかわりなく，次に示す責任及び権限を	第十四条　　経営責任者は、品質管理監督システムを管理監督する責任者（以下「管理	１　規則第１４条第１号に規定する「実効性が維持」とは、ＪＩＳ Ｑ９００１で使用さ	(2) 発電部門管理責任者は，与えられている他の責任とかかわりなく，次に示す管理責	(2)　安全室担当取締役は，与えられている他の責任とかかわりなく，次に示す管理責	・保安規定との整合を図り記載の適正化

原子力発電所における安全のための 品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
もたなければならない。	責任者」という。）に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。	れている「有効性を継続的に改善」に相当するものである。	任者としての責任と権限をもつ。	任者としての責任及び権限をもつ。	
a）品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立，実施及び維持を確実にする。	一　　プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		(a)　品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立，実施及び維持を確実にする。	a)　品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立，実施及び維持を確実にする。	
b）品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について，トップマネジメントに報告する。	二　　品質管理監督システムの実施状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。		(b)　品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について，社長に報告する。	b)　品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について，社長に報告する。	
c）組織全体にわたって，原子力安全についての認識を高めることを確実にする。	三　　部門において、関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することについての認識が向上するようにすること。		(c）組織全体(考査・品質監査室長を除く）にわたって原子力安全についての認識を高めることを確実にする。	c)　組織全体（考査・品質監査室を除く。）にわたって，関係法令の遵守及び原子力安全についての認識を高めることを確実にする。	・工認審査基準の反映
			(3)　監査管理責任者は，与えられている他の責任とかかわりなく，次に示す管理責任者としての責任と権限をもつ。	(3)　考査・品質監査室長は，与えられている他の責任とかかわりなく，次に示す管理責任者としての責任及び権限をもつ。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
			(a）内部監査プロセスを通じて，品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立，実施及び維持を確実にする。	a)　内部監査プロセスを通じて，品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立，実施及び維持を確実にする。	
			(b）内部監査プロセスを通じて，品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について，社長に報告する。	b)　内部監査プロセスを通じて，品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について，社長に報告する。	
			(c）内部監査プロセスを通じて，組織全体にわたって，原子力安全についての認識を高めることを確実にする。	c)　内部監査プロセスを通じて，組織全体にわたって，関係法令の遵守及び原子力安全についての認識を高めることを確実にする。	・工認審査基準の反映
注記１　管理責任者の責任には，品質マネジメントシステムに関する事項について外部と連絡をとることも含めることができる。 注記２　管理責任者は，上記の責任及び権限をもつ限り，一人である必要はない。					
5.5.3 内部コミュニケーション トップマネジメントは，組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にしなければならない。また，品質マネジメントシステムの有	（内部情報伝達） 第十六条　　経営責任者は、適切に情報の伝達が行われる仕組みが確立されているようにするとともに、情報の伝達が品質管理監督システムの実効性に注意を払いつつ	第１６条（内部情報伝達） １　規則第１６条に規定する「実効性」とは、ＪＩＳ　Ｑ９００１で使用されている「有効性」に相当するものである。	2.5.3　内部コミュニケーション（5.5.3） (1)　社長は，組織内のコミュニケーションを図るため，品質マネジメントシステムの文書で定めた品質保証委員会等の会議体及び文書等をとおして，情報交換が行われる	5.5.3　内部コミュニケーション 社長は，「品質保証規程」に基づき組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また，品質マネジメントシステムの有効性に	・保安規定との整合を図り記載の適正化

原子力発電所における安全のための 品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
効性に関しての情報交換が行われることを確実にしなければならない。	行われるようにしなければならない。		ようにする。 (2) 社長は，品質保証委員会及び品質保証運営委員会をとおして，品質マネジメントシステムの有効性に関しての情報交換が行われていることを，マネジメントレビューにて確認する。 (3) 品質保証委員会の委員長は，社長が指名する副社長とする。また，品質保証運営委員会の委員長は，発電所長とする。 (4) 品質保証委員会及び品質保証運営委員会の構成，運営に関する事項については，別に定める。	関しての情報交換が行われることを次の活動により確実にする。 a) 会議（品質保証委員会，品質保証運営委員会，原子炉施設保安委員会，原子炉施設保安運営委員会等） b) 文書（電磁的記録媒体を含む。）による周知，指示及び報告	・内部コミュニケーションに係る活動を具体的に記載した。
5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般 (1)トップマネジメントは，組織の品質マネジメントシステムが，引き続き，適切，妥当かつ有効であることを確実にするために，あらかじめ定められた間隔で品質マネジメントシステムをレビューしなければならない。	（経営責任者照査） 第十七条　経営責任者は、品質管理監督システムについて、その妥当性及び実効性の維持を確認するための照査（品質管理監督システム、品質方針及び品質目標の改善の余地及び変更の必要性の評価を含む。以下「経営責任者照査」という。）を、あらかじめ定めた間隔で行わなければならない。	第１７条（経営責任者照査） １ 規則第１７条第１項に規定する「実効性の維持」とは、ＪＩＳ Ｑ９００１で使用されている「有効であること」に相当するものである。 ２ 規則第１７条第１項に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、「必ずしも定期的である必要はないが、品質管理監督システムの継続的な有効性を確実にするために必要と判断された間隔」をいう。	2.6 マネジメントレビュー 2.6.1 マネジメントレビューの実施（5.6.1） (1) 社長は，品質マネジメントシステムが，引き続き，適切，妥当かつ有効であることを確実にするために，「マネジメントレビュー要項」に基づき，あらかじめ定められた間隔で品質マネジメントシステムをレビューする。なお，発電部門管理責任者及び監査管理責任者は，マネジメントレビューへのインプット情報をまとめ社長へ報告する。	5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般 (1) 社長は，組織の品質マネジメントシステムが，引き続き，適切，妥当かつ有効であることを確実にするために，「マネジメントレビュー要項」に基づき，あらかじめ定められた間隔で品質マネジメントシステムをレビューする。	・保安規定との整合を図り記載の適正化 ・保安規定との整合を図り削除
(2)このレビューでは，品質マネジメントシステムの改善の機会の評価，並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行わなければならない。			(2) マネジメントレビューでは，品質マネジメントシステムの改善の機会の評価，並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性を評価する。	(2) このレビューでは，品質マネジメントシステムの改善の機会の評価，並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
(3)マネジメントレビューの結果の記録は，維持しなければならない(4.2.4 参照)。	2　発電用原子炉設置者は、経営責任者照査の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 発電部門管理責任者及び監査管理責任者は，マネジメントレビューの結果の記録を，「品質記録管理要項」に基づき保存する。	(3) 管理責任者は，マネジメントレビューの結果の記録を維持する(4.2.4 参照)。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
5.6.2 マネジメントレビューへのインプット マネジメントレビューへのインプットには，次の情報を含めなければならない。	（経営責任者照査に係るプロセス入力情報） 第十八条　発電用原子炉設置者は、次に掲げるプロセス入力情報によって経営責任者照査を行わなければならない。	第１８条（経営責任者照査に係るプロセス入力情報）	2.6.2 マネジメントレビューへのインプット（5.6.2） (1) 発電部門管理責任者及び監査管理責任者はマネジメントレビューへのインプットに，次の各号に掲げる情報を含める。	5.6.2 マネジメントレビューへのインプット 管理責任者は，マネジメントレビューへのインプットに次の情報を含める。	・保安規定との整合を図り記載の適正化

原子力発電所における安全のための品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
a）監査の結果	一　　監査の結果	1 規則第１８条第１号に規定する「監査の結果」とは、「内部監査の結果及び該当する場合は外部監査の結果」をいう。	(a) 監査の結果	a)　監査の結果	
b）原子力安全の達成に関する外部の受け止め方	二　　発電用原子炉施設の外部の者からの意見	2 規則第１８条第２号に規定する「発電用原子炉施設以外の者からの意見」とは、ＪＩＳ Ｑ９００１で使用されている「顧客からのフィードバック」に相当するものである。	(b) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方	b)　原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方	
c）プロセスの成果を含む実施状況並びに検査及び試験の結果	三　　プロセスの実施状況 四　　発電用原子炉施設の検査の結果 五　　品質目標の達成状況		(c) プロセスの成果を含む実施状況並びに検査及び試験の結果	c)　プロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）並びに検査及び試験の結果	・工認審査基準の反映
d）予防処置及び是正処置の状況	八　　是正処置（不適合（要求事項に適合しない状態をいう。以下同じ。）に対する再発防止のために行う是正に関する処置をいう。以下同じ。）及び予防処置（生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置をいう。以下同じ。）の状況		(d) 予防処置及び是正処置の状況	d)　予防処置及び是正処置の状況	
	六　　安全文化を醸成するための活動の実施状況 七　　関係法令の遵守状況	3 規則第１８条第６号に規定する「安全文化を醸成するための活動」には、例えば以下のような活動がある。 ・原子力安全に対する個人及び集団としての決意を表明し、実践すること。 ・原子力安全に対する当事者意識を高めること。 ・信頼、協働、自由なコミュニケーションを奨励し、より良い労働環境条件の改善に努め、人的・組織的問題の報告を重視する開かれた文化を構築すること。 ・原子力安全が損なわれることのないように、構築物、系統及び機器の欠陥に関する報告を適切に行うこと。 ・特定された問題及び改善提案に対する迅速な対応を行うこと。 ・組織が、継続的に、安全と安全文化を高め、改善するための手段を持つこと。 ・原子力安全に対する組織及び個人の責任と説明責任を果たすこと。		e)　安全文化を醸成するための活動の実施状況 f)　関係法令の遵守状況	・工認審査基準の反映

原子力発電所における安全のための 品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
		・原子力安全に関し、組織のあらゆる階層において問い掛ける姿勢及び学習する姿勢を奨励し、慢心を戒めるための方策を模索し実施すること。 ・組織内での安全及び安全文化に関する重要な要素について共通の理解を促進すること。 ・自らの業務及び職場環境に関連したリスクを認識し、起こりうる結果を理解すること。 ・全ての活動において慎重な意志決定をすること。			
e）前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ	九　　従前の経営責任者照査の結果を受けて講じた措置		(e) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ	g) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ	
f）品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更	十　　品質管理監督システムに影響を及ぼすおそれのある変更		(f) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更	h) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更	
g）改善のための提案	十一　　部門又は職員等からの改善のための提案		(g) 改善のための提案	i) 改善のための提案	
5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット マネジメントレビューからのアウトプットには，次の事項に関する決定及び処置すべてを含めなければならない。	（経営責任者照査に係るプロセス出力情報） 第十九条　　発電用原子炉設置者は、経営責任者照査から次に掲げる事項に係る情報を得て、所要の措置を講じなければならない。	第１９条（経営責任者照査に係るプロセス出力情報） １ 規則第１９条第１号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、ＪＩＳ Ｑ９００１で使用されている「有効性の改善」に相当するものである。	2.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット (5.6.3) (1) 社長は，マネジメントレビューからのアウトプットに，次の各号に掲げる事項に関する決定及び処置すべてを含める。	5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット 社長は，マネジメントレビューからのアウトプットに，次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
a）品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善	一　　品質管理監督システム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善		(a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善	a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善	
b）業務の計画及び実施にかかわる改善	二　　個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善		(b) 業務の計画及び実施に係る改善	b) 業務の計画及び実施にかかわる改善	
c）資源の必要性	三　　品質管理監督システムの妥当性及び実効性の維持を確保するために必要な資源	２ 規則第１９条第３号に規定する「実効性の維持」とは、ＪＩＳ Ｑ９００１で使用されている「有効性を継続的に改善」に相当するものである。	(c) 資源の必要性	c) 資源の必要性	
6.　資源の運用管理 6.1 資源の提供 組織は，原子力安全に必要な資源を明確にし，提供しなければならない。	第四章　資源の管理監督 （資源の確保） 第二十条　　発電用原子炉設置者は、保安のために必要な資源を明確にし、確保しなければならない。		3. 資源の運用管理 3.1 資源の提供 3.1.1 資源の提供 (6.1) (1) 組織は，原子力安全に必要な資源を明確にし，提供する。	6. 資源の運用管理 6.1 資源の提供 組織は，原子力安全に必要な資源を明確にし，提供する。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
6.2 人的資源	（職員）	第２１条（職員）	3.1.2 人的資源 (6.2)	6.2 人的資源	

原子力発電所における安全のための 品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
6.2.1 一般 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員は，適切な教育，訓練，技能及び経験を判断の根拠として力量がなければならない。	第二十一条　　発電用原子炉設置者は、職員に、次に掲げる要件を満たしていることをもってその能力が実証された者を充てなければならない。 一　　適切な教育訓練を受けていること。 二　　所要の技能及び経験を有していること。	1 規則第２１条に規定する「能力」とは、ＪＩＳ Ｑ９００１で使用されている「力量」に相当するものである。	(1) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員は，「力量設定管理要項」に基づき適切な教育・訓練，技能及び経験を判断の根拠として力量を有すること。	6.2.1　一般 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員は，適切な教育，訓練，技能及び経験を判断の根拠として力量を有すること。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
注記　　原子力安全の達成は，品質マネジメントシステム内の業務に従事する要員によって，直接的に又は間接的に影響を受ける可能性がある。					
6.2.2 力量，教育・訓練及び認識 組織は，次の事項を実施しなければならない。	（教育訓練等） 第二十二条　　発電用原子炉設置者は、次に掲げる業務を行わなければならない。	第２２条（教育訓練等）	(2) 組織は，次の各号に該当する事項を「力量設定管理要項」に定め，実施する。	6.2.2　力量，教育・訓練及び認識 組織は，次の事項を「力量設定管理要項」に定め，実施する	・保安規定との整合を図り記載の適正化
a) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。	一　　職員にどのような能力が必要かを明確にすること。	1 規則第２２条第１号に規定する「どのような能力が必要かを明確にする」とは、例えば、「その職員が行う業務の性質（作業レベル又は管理レベル等）を踏まえ、必要な能力（力量）を定めること」をいう。	(a) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。	a) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。	
b) 該当する場合には（必要な力量が不足している場合には），その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか，又は他の処置をとる。	二　　職員の教育訓練の必要性を明らかにすること。 三　　前号の教育訓練の必要性を満たすために教育訓練その他の措置を講ずること。	2 規則第２２条第３号に規定する「その他の措置」とは、例えば、「必要な能力を有する職員を新たに配属又は雇用すること」をいう。	(b) 必要な力量が不足している場合は，必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか，又は他の処置をとる。	b) 必要な力量が不足している場合には，その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか，又は他の処置をとる。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
c) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。	四　　前号の措置の実効性を評価すること。	3 規則第２２条第４号に規定する「実効性を評価する」とは、ＪＩＳ Ｑ９００１で使用されている「有効性を評価する」に相当するものである。	(c) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。	c) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。	
d) 組織の要員が，自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し，品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。	五　　職員が、品質目標の達成に向けて自らの個別業務の関連性及び重要性を認識するとともに、自らの貢献の方法を認識しているようにすること。		(d) 組織の要員が，自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し，品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識させる。	d) 組織の要員が，自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し，品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
e) 教育，訓練，技能及び経験について該当する記録を維持する（4.2.4 参照）。	六　　職員の教育訓練、技能及び経験について適切な記録を作成し、これを管理すること。		(e) 教育・訓練，技能及び経験について該当する記録を作成し，保存する。	e) 教育，訓練，技能及び経験について該当する記録を維持する（4.2.4 参照）。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
6.3 原子力施設 組織は，原子力安全の達成のために必要な原子力施設を明確にし，維持管理しなけれ	（業務運営基盤） 第二十三条　　発電用原子炉設置者は、保安のために必要な業務運営基盤（個別業務に	第２３条（業務運営基盤） 1 規則第２３条に規定する「業務運営基盤」とは、ＪＩＳ Ｑ９００１で使用されてい	3.1.3　原子力施設（6.3） (1) 組織は，原子力安全の達成のために必要	6.3　原子炉施設及びインフラストラクチャー 組織は，原子力安全の達成のために必要な	・工認審査基準の反映 ・保安規定との整合を図り記載

原子力発電所における安全のための品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
ばならない。	必要な施設、設備及びサービスの体系をいう。）を明確にして、これを維持しなければならない。	る「インフラストラクチャー」に相当するものである。	な原子力施設を，「保守管理業務要項」に定め，維持管理する。	原子炉施設を「保守管理業務要項」に定め，維持管理する。また，原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャーを明確にし，提供し，維持する。	の適正化 ・併記した理由は「維持管理」と「維持」は違うことから，管理の程度を明確化した。
6.4 作業環境 組織は，原子力安全の達成のために必要な作業環境を明確にし，運営管理しなければならない。	（作業環境） 第二十四条　　発電用原子炉設置者は、保安のために必要な作業環境を明確にして、これを管理監督しなければならない。		3.1.4　作業環境（6.4） (1) 組織は，原子力安全の達成のために必要な作業環境を4.1.1（業務の計画）に係る関連する規程及び「作業環境測定管理要項」に定め，運営管理する。	6.4　作業環境 組織は，原子力安全の達成のために必要な作業環境を業務の計画(7.1　参照)にかかわる関連する文書，及び「作業環境測定管理要項」に定め，運営管理する。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
注記　“作業環境”という用語は，物理的，環境的及びその他の要因を含む（例えば，騒音，気温，湿度，照明又は天候），作業が行われる状態と関連している。					
7.　業務の計画及び実施 7.1 業務の計画 (1)　組織は，業務に必要なプロセスを計画し，構築しなければならない。	第五章　個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 （個別業務に必要なプロセスの計画） 第二十五条　　発電用原子炉設置者は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、確立しなければならない。		4.　業務の計画及び実施 4.1　第１節　業務の計画 4.1.1　業務の計画（7.1） (1) 組織は，原子力安全を達成するための保安活動等に係る個々の業務に必要な計画を規程に定める。なお，原子力安全を達成するための保安活動等に係る主な業務には，保守管理，運転管理，燃料管理，非常時の措置，放射性廃棄物管理及び放射線管理がある。	7.　業務の計画及び実施 7.1　業務の計画 (1)　組織は，一次文書，二次文書，三次文書に基づき，保安活動に関する業務に必要なプロセスを計画し，構築する。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
(2) 業務の計画は，品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合がとれていなければならない(4.1 参照)。	2　　発電用原子炉設置者は、前項の規定により策定された計画（以下「個別業務計画」という。）と、個別業務に係るプロセス以外のプロセスに係る要求事項との整合性を確保しなければならない。		(2) 組織は，業務を計画するに当たり，品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる。	(2)　業務の計画は，品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合がとれていること(4.1 参照)。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
(3) 組織は，業務の計画に当たって，次の各事項について適切に明確化しなければならない。	3　　発電用原子炉設置者は、個別業務計画の策定を行うに当たっては、次に掲げる事項を適切に明確化しなければならない。		(3) 組織は，業務の計画を規程に定めるに当たって，次の各号に掲げる事項について適切に明確化する。	(3)　組織は，業務の計画に当たって，次の各事項について適切に明確化する。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
a) 業務に対する品質目標及び要求事項	一　　個別業務又は発電用原子炉施設に係る品質目標及び個別業務等要求事項		(a) 業務に対する品質目標及び要求事項	a)　業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項	・保安規定との整合を図り記載の適正化
b) 業務に特有な，プロセス及び文書の確立の必要性，並びに資源の提供の必要性	二　　所要のプロセス、品質管理監督文書及び資源であって、個別業務又は発電用原子炉施設に固有のもの		(b) 業務に特有な，プロセス及び文書の確立の必要性，並びに資源の提供の必要性	b)　業務・原子炉施設に特有な，プロセス及び文書の確立の必要性，並びに資源の提供の必要性	・保安規定との整合を図り記載の適正化
c) その業務のための検証，妥当性確認，監視，測定，検査及び試験活動，並びに	三　　所要の検証、妥当性確認、監視測定並びに検査及び試験（以下「検査試験」		(c) 業務のための検証，妥当性確認，監視，測定，検査及び試験活動，並びにこれら	c)　その業務・原子炉施設のための検証，妥当性確認，監視，測定，検査及び試験	・保安規定との整合を図り記載の適正化

原子力発電所における安全のための品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
これらの合否判定基準	という。）であって、当該個別業務又は発電用原子炉施設に固有のもの及び個別業務又は発電用原子炉施設の適否を決定するための基準（以下「適否決定基準」という。）		の合否判定基準	活動，並びにこれらの合否判定基準	
d）業務のプロセス及びその結果が，要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4.2.4 参照)	四　　個別業務又は発電用原子炉施設に係るプロセス及びその結果が個別業務等要求事項に適合していることを実証するために必要な記録		(d) 業務のプロセス及びその結果が，要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	d)　業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が，要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4.2.4　参照)	・保安規定との整合を図り記載の適正化
(4) この計画のアウトプットは，組織の運営方法に適した形式でなければならない。	4　　発電用原子炉設置者は、個別業務計画の策定に係るプロセス出力情報を、作業方法に見合う形式によるものとしなければならない。		(4) 規程は，業務の運営方法に適した形式にする。	(4)　この計画のアウトプットは，組織の運営方法に適した形式にする。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
注記１　特定の業務，プロジェクト又は契約に適用される品質マネジメントシステムのプロセス（業務の計画及び実施のプロセスを含む。）及び資源を規定する文書を，品質計画書と呼ぶことがある。 注記２　組織は，業務のプロセスの構築に当たって，7.3 に規定する要求事項を適用してもよい。					
7.2 業務に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1 業務に対する要求事項の明確化 組織は，次の事項を明確にしなければならない。	（個別業務等要求事項の明確化） 第二十六条　　発電用原子炉設置者は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にしなければならない。	第２６条（個別業務等要求事項の明確化） １　規則第２６条第１号に規定する「発電用原子炉施設の外部の者」とは、ＪＩＳ　Ｑ９００１で使用されている「顧客」に相当するものである。	4.2　業務に対する要求事項の管理 4.2.1　業務に対する要求事項の明確化（7.2.1） (1) 組織は，業務に対する次の各号に掲げる要求事項を規程又は規程に基づき作成される文書（以下「文書等」という。）にて明確にする。	7.2　業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス 7.2.1　業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化 組織は，次の事項を業務の計画(7.1 参照)において，明確にする。	・保安規定との整合を図り記載の適正化 ・保安規定との整合を図り記載の適正化
a）業務に適用される法令・規制要求事項	二　　関係法令のうち、当該個別業務又は発電用原子炉施設に関するもの		(a) 業務に適用される法令・規制要求事項	a)　業務・原子炉施設に適用される法令・規制要求事項	・保安規定との整合を図り記載の適正化
b）明示されてはいないが，業務に不可欠な要求事項	一　　発電用原子炉施設の外部の者が明示してはいないものの、個別業務又は発電用原子炉施設に必要な要求事項であって既知のもの		(b) 明示されてはいないが，業務に不可欠な要求事項	b)　明示されてはいないが，業務・原子炉施設に不可欠な要求事項	・保安規定との整合を図り記載の適正化
c）組織が必要と判断する追加要求事項すべて	三　　その他発電用原子炉設置者が明確にした要求事項		(c) 組織が必要と判断するすべての追加要求事項	c)　組織が必要と判断する追加要求事項すべて	・保安規定との整合を図り記載の適正化
7.2.2 業務に対する要求事項のレビュー	（個別業務等要求事項の照査）		4.2.2　業務に対する要求事項のレビュー	7.2.2　業務・原子炉施設に対する要求事項	・保安規定との整合を図り記載

原子力発電所における安全のための 品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
(1) 組織は，業務に対する要求事項をレビューしなければならない。このレビューは，業務を行う前に実施しなければならない。	第二十七条　　発電用原子炉設置者は、個別業務の実施又は発電用原子炉施設の使用に当たって、あらかじめ、個別業務等要求事項の照査を実施しなければならない。		(7.2.2) (1) 組織は，業務を実施する前に，4.2.1（業務に対する要求事項の明確化）の業務に対する要求事項をレビューする。	のレビュー (1)　組織は，業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは，その要求事項を適用する前に実施する。	の適正化 ・保安規定との整合を図り記載の適正化
(2) レビューでは，次の事項を確実にしなければならない。	2　　発電用原子炉設置者は、前項の照査を実施するに当たっては、次に掲げる事項を確認しなければならない。		(2) 組織は，レビューにおいて，次の各号に掲げる事項を確認する。	(2)　レビューでは，次の事項を確実にする。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
a) 業務に対する要求事項が定められている。	一　　当該個別業務又は発電用原子炉施設に係る個別業務等要求事項が定められていること。		(a) 業務に対する要求事項が文書等に定められている。	a)　業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
b) 業務に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には，それについて解決されている。	二　　当該個別業務又は発電用原子炉施設に係る個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、当該相違点が解明されていること。		(b) 業務に対する要求事項が変更になった場合には，文書等に，その変更内容が反映されている。	b)　業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には，それについて解決されている。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
c) 組織が，定められた要求事項を満たす能力をもっている。	三　　発電用原子炉設置者が、あらかじめ定められた要求事項に適合する能力を有していること。		(c) 組織が，定められた要求事項を満たす能力をもっている。	c)　組織が，定められた要求事項を満たす能力をもっている。	
(3) このレビューの結果の記録，及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持しなければならない(4.2.4 参照)。	3　　発電用原子炉設置者は、第一項の照査の結果に係る記録及び当該照査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 組織は，このレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を「品質記録管理要項」に基づき保存する。	(3)　このレビューの結果の記録，及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する(4.2.4 参照)。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
(4)　業務に対する要求事項が書面で示されない場合には，組織はその要求事項を適用する前に確認しなければならない。			(4) 組織は，規制当局等から，業務に対する要求事項が書面で示されない場合には，その要求事項を 4.2.3（外部とのコミュニケーション）に基づき，業務に適用する前に確認し，関連する組織に通知する。	(4)　業務・原子炉施設に対する要求事項が書面で示されない場合には，組織はその要求事項を適用する前に確認する。	・保安規定との整合を図り記載の適正化 ・工認審査基準の記載にないが，従来より ISO9001 から継承されているもので，工認審査基準の要求事項に相反するものではないことから，JEAC ベースの記載とした。
(5)　業務に対する要求事項が変更された場合には，組織は，関連する文書を修正しなければならない。また，変更後の要求事項が，関連する要員に理解されていることを確実にしなければならない。	4　　発電用原子炉設置者は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する職員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにしなければならない。		(5) 組織は，業務に対する要求事項が変更された場合には，規程を「文書取扱要項」に基づき改正するとともに，改正後の規程の内容を関連する組織に通知する。また，通知を受けた組織は，改正後の規程の内容を関連する要員に周知し，理解させる。	(5)　業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には，組織は，関連する文書を修正する。また，変更後の要求事項が，関連する要員に理解されていることを確実にする。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
7.2.3 外部とのコミュニケーション 組織は，原子力安全に関して外部とのコミ	（発電用原子炉施設の外部の者との情報の伝達）	第２８条（発電用原子炉施設の外部の者との情報の伝達）	4.2.3　外部とのコミュニケーション（7.2.3）	7.2.3　外部とのコミュニケーション	

原子力発電所における安全のための 品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
ュニケーションを図るための効果的な方法を明確にし，実施しなければならない。	第二十八条　　発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の外部の者との情報の伝達のために実効性のある方法を明らかにして、これを実施しなければならない。	1　規則第２８条に規定する「発電用原子炉施設の外部の者」とは、ＪＩＳ Ｑ９００１で使用されている「顧客」に相当するものである。 2　規則第２８条に規定する「実効性のある方法」とは、ＪＩＳ Ｑ９００１で使用されている「効果的な方法」に相当するものである。	(1) 組織は，原子力安全に関して規制当局等とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を，「官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項」等に定め，実施する。	組織は，原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を「官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項」に定め，実施する。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
7.3 設計・開発			4.3　設計・開発	7.3　設計・開発 組織は，次の事項を「設計管理要項」に定め，実施する。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
7.3.1 設計・開発の計画 (1)組織は，原子力施設の設計・開発の計画を策定し，管理しなければならない。	（設計開発計画） 第二十九条　　発電用原子炉設置者は、設計開発（発電用原子炉施設に必要な要求事項を考慮し、発電用原子炉施設の仕様を定めることをいう。以下同じ。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。	第２９条（設計開発計画）	4.3.1　設計・開発の計画（7.3.1） (1) 組織は，原子力施設の改造・増設工事の設計・開発を確実に行うために，「設計管理要項」を定め，管理する。	7.3.1　設計・開発の計画 (1)　組織は，原子炉施設の設計・開発の計画を策定し，管理する。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
(2)設計・開発の計画において，組織は，次の事項を明確にしなければならない。	2　　発電用原子炉設置者は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。		(2) 組織は，「設計管理要項」を定めるに当たって，次の各号に掲げる事項を明確にする。	(2)　設計・開発の計画において，組織は，次の事項を明確にする。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
a) 設計・開発の段階	一　　設計開発の段階		(a) 設計・開発の段階	a)　設計・開発の段階	
b) 設計・開発の各段階に適したレビュー，検証及び妥当性確認	二　　設計開発の各段階それぞれにおいて適切な照査、検証及び妥当性確認		(b) 設計・開発の各段階に適したレビュー，検証及び妥当性確認	b)　設計・開発の各段階に適したレビュー，検証及び妥当性確認	
c) 設計・開発に関する責任及び権限	三　　設計開発に係る部門及び職員の責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限	1　規則第２９条第２項第３号に規定する「保安活動の内容について説明する責任」とは、「担当業務に応じて、組織内及び組織外に対し保安活動の内容を説明する責任」をいう。	(c) 設計・開発に関する責任及び権限	c)　設計・開発に関する責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限	・工認審査基準の反映
(3)組織は，効果的なコミュニケーション及び責任の明確な割当てを確実にするために，設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理しなければならない。	3　　発電用原子炉設置者は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理監督しなければならない。	2　規則第２９条第３項に規定する「実効性のある情報の伝達」とは、ＪＩＳ Ｑ９００１で使用されている「効果的なコミュニケーション」に相当するものである。	(3) 組織は，設計・開発に係る組織間での効果的なコミュニケーションの方法及び責任の所在について，「設計管理要項」に定め，組織間のインタフェースを運営管理する。	(3)　組織は，効果的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために，設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。	・工認審査基準の反映 ・保安規定との整合を図り記載の適正化
(4)設計・開発の進行に応じて，策定した計画を適切に更新しなければならない。	4　　発電用原子炉設置者は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じ適切に更新しなければな		(4) 組織は，設計・開発の進行に応じて，策定した計画を適切に更新する。	(4)　設計・開発の進行に応じて，策定した計画を適切に更新する。	・保安規定との整合を図り記載の適正化

原子力発電所における安全のための 品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
	らない。				
注記　設計・開発のレビュー，検証及び妥当性確認は，異なった目的をもっている。それらは，原子力施設及び組織に適するように，個々に又はどのような組み合わせでも，実施し，記録することができる。					
7.3.2 設計・開発へのインプット (1)原子力施設の要求事項に関連するインプットを明確にし，記録を維持しなければならない(4.2.4 参照)。インプットには，次の事項を含めなければならない。	（設計開発に係るプロセス入力情報） 第三十条　　発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設に係る要求事項に関連した次に掲げる設計開発に係るプロセス入力情報を明確にするとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		4.3.2　設計・開発へのインプット（7.3.2） (1)　組織は，「設計管理要項」に基づき，次の事項を原子炉施設の要求事項に関連するインプットに含め，明確にする。	7.3.2　設計・開発へのインプット (1)　原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし，記録を維持する(4.2.4 参照)。インプットには，次の事項を含める。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
a) 機能及び性能に関する要求事項	一　　意図した使用方法に応じた機能又は性能に係る発電用原子炉施設に係る要求事項		(a) 機能及び性能に関する要求事項	a)　機能及び性能に関する要求事項	
b) 適用される法令・規制要求事項	三　　関係法令		(b) 適用される法令・規制要求事項	b)　適用される法令・規制要求事項	
c) 適用可能な場合には，以前の類似した設計から得られた情報	二　　従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発へのプロセス入力情報として適用可能なもの		(c) 適用可能な場合には，過去の類似した設計から得られた情報	c)　適用可能な場合には，以前の類似した設計から得られた情報	・保安規定との整合を図り記載の適正化
d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項	四　　その他設計開発に必須の要求事項		(d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項	d)　設計・開発に不可欠なその他の要求事項	
(2)　原子力施設の要求事項に関連するインプットについては，その適切性をレビューしなければならない。要求事項は，漏れがなく，あいまい(曖昧)でなく，相反することがあってはならない。	2　　発電用原子炉設置者は、設計開発に係るプロセス入力情報について、その妥当性を照査し、承認しなければならない。		(2)　組織は，(1)にて明確化したインプットについて，「設計管理要項」に基づき，要求事項に漏れがなく，曖昧でなく，相反することがないよう，適切性をレビューし承認を得るとともに，その記録を作成し，「品質記録管理要項」に基づき保存する。発電所においては，インプットとして「工事計画検討書」を作成し，当該設計に関連する組織の確認及び当該設計を主管する発電管理室長又は発電所長の承認を得る。	(2)　原子炉施設の要求事項に関連するインプットについては，その適切性をレビューし，承認する。要求事項は，漏れがなく，あいまい(曖昧)でなく，相反することがないようにする。	・工認審査基準の反映 ・保安規定との整合を図り記載の適正化 ・工認審査基準の記載にないが，従来より ISO9001 から継承されているもので，要求事項に対する補足説明的な内容であることから，JEAC ベースの記載とした。
7.3.3 設計・開発からのアウトプット (1)設計・開発からのアウトプットは，設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式でなければならない。また，リリースの前に，承認を受けなければならない。	（設計開発に係るプロセス出力情報） 第三十一条　　発電用原子炉設置者は、設計開発に係るプロセス出力情報を、設計開発に係るプロセス入力情報と対比した検証を可能とする形式により保有しなければならない。	第３１条（設計開発に係るプロセス出力情報） 1　規則第３１条第１項に規定する「設計開発に係るプロセス出力情報」とは、例えば、「発電用原子炉施設の仕様又はソフトウェア」がある。	4.3.3　設計・開発からのアウトプット（7.3.3） (1)　組織は，4.3.2 (設計・開発へのインプット）にて承認を得た要求事項を基に，工事等仕様書，購入仕様書又は委託仕様書（以下「調達文書」という。）を作成し，リリー	7.3.3　設計・開発からのアウトプット (1)　設計・開発からのアウトプットを，設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また，リリースの前に，承認を受ける。	・保安規定との整合を図り記載の適正化

原子力発電所における安全のための 品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
	2　　発電用原子炉設置者は、設計開発からプロセスの次の段階に進むことを承認するに当たり、あらかじめ、当該設計開発に係るプロセス出力情報を承認しなければならない。		スの前に承認を受ける。		
(2)設計・開発からのアウトプットは，次の状態でなければならない。	3　　発電用原子炉設置者は、設計開発に係るプロセス出力情報を、次に掲げる条件に適合するものとしなければならない。		(2)　調達文書は次の各号に掲げる事項を満たす。	(2)　設計・開発からのアウトプットは，次の状態とする。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。	一　　設計開発に係るプロセス入力情報たる要求事項に適合するものであること。		(a) 4.3.2（設計・開発へのインプット）で承認を得た要求事項	a)　設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
b) 調達，業務の実施に対して適切な情報を提供する。	二　　調達、個別業務の実施及び発電用原子炉施設の使用のために適切な情報を提供するものであること。		(b) 調達，業務の実施に対して適切な情報（運転操作，保守，保管において注意・考慮すべき事項）を提供する。	b)　調達，業務の実施（原子炉施設の使用を含む。）に対して適切な情報を提供する。	・工認審査基準の反映
c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか，又はそれを参照している。	三　　適否決定基準を含むものであること。		(c) 検査及び試験の合否判定基準を含むか，又は合否判定基準に引用した規格，基準等を明示している。	c)　関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか，又はそれを参照している。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子力施設の特性を明確にする。	四　　発電用原子炉施設の安全かつ適正な使用方法に不可欠な当該発電用原子炉施設の特性を規定しているものであること。		(d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子力施設の特性を明確にする。	d)　安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。	・保安規定との整合を図り記載の適正化映
注記　業務の実施に対する情報には，原子力施設の保存に関する詳細を含めることができる。					
7.3.4 設計・開発のレビュー (1)設計・開発の適切な段階において，次の事項を目的として，計画されたとおりに(7.3.1 参照)体系的なレビューを行わなければならない。	（設計開発照査） 第三十二条　　発電用原子炉設置者は、設計開発について、その適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な照査（以下「設計開発照査」という。）を実施しなければならない。	第３２条（設計開発照査） １　規則第３２条第１項に規定する「適切な段階」とは、「規則第２９条第２項第１号の規定に基づき定めた設計開発の段階」をいう。	4.3.4　設計・開発のレビュー（7.3.4） (1) 組織は，設計・開発の適切な段階において，次の事項を目的として，「設計管理要項」に従って体系的なレビューを行う。また，設計の取り合いがある場合には，レビューの実施者に当該設計に関連する組織を含める。	7.3.4　設計・開発のレビュー (1)　設計・開発の適切な段階において，次の事項を目的として，計画されたとおりに(7.3.1 参照)体系的なレビューを行う。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
a) 設計・開発の結果が，要求事項を満たせるかどうかを評価する。	一　　設計開発の結果が要求事項に適合することができるかどうかについて評価すること。		(a) 設計・開発の結果が，要求事項を満たせるかどうかを評価する。	a)　設計・開発の結果が，要求事項を満たせるかどうかを評価する。	
b) 問題を明確にし，必要な処置を提案する。	二　　設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を識別できるようにするとともに、必要な措置を提案すること。		(b) 問題を明確にし，必要な処置を提案する。	b)　問題を明確にし，必要な処置を提案する。	

原子力発電所における安全のための 品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
(2)レビューへの参加者には，レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者が含まれていなければならない。このレビューの結果の記録，及び必要な処置があればその記録を維持しなければならない(4.2.4 参照)。	2　発電用原子炉設置者は、設計開発照査に、当該照査の対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。 3　発電用原子炉設置者は、設計開発照査の結果の記録及び当該結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を作成し、これを管理しなければならない。		**再掲(1)** 組織は，設計・開発の適切な段階において，次の事項を目的として，「設計管理要項」に従って体系的なレビューを行う。また，設計の取り合いがある場合には，レビューの実施者に当該設計に関連する組織を含める。 (2) 組織は，レビューの結果，問題があればこれを明確化し，必要な処置をとるとともに，このレビューの結果の記録及び必要な処置があれば記録を作成し，「品質記録管理要項」に基づき保存する。	(2)　レビューへの参加者には，レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録，及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4 参照)。	・保安規定との整合を図り記載の適正化 ・工認審査基準の反映
7.3.5 設計・開発の検証 (1)設計・開発からのアウトプットが，設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために，計画されたとおりに(7.3.1 参照)検証を実施しなければならない。この検証の結果の記録，及び必要な処置があればその記録を維持しなければならない(4.2.4 参照)。	(設計開発の検証) 第三十三条　発電用原子炉設置者は、設計開発に係るプロセス出力情報が当該設計開発に係るプロセス入力情報たる要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。この場合において、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に進む場合には、要求事項に対する適合性の確認をしなければならない。 2　発電用原子炉設置者は、前項の検証の結果の記録（当該検証結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を含む。）を作成し、これを管理しなければならない。	第３３条（設計開発の検証）	4.3.5　設計・開発の検証（7.3.5） (1) 組織は，4.3.2（設計・開発へのインプット）で明確化した要求事項が，調達文書に記載されていることを，「設計管理要項」に基づき検証する。 (3) 組織は，メーカー等の供給者（以下「供給者」という。）が実施した設計結果（以下「供給者設計図書」という。）が調達文書の要求事項を満たしていることを「設計管理要項」に基づき検証する。 (4) 組織は，(1)及び(3)の検証の結果の記録及び必要な処置があれば記録を作成し，「品質記録管理要項」に基づき保存する。	7.3.5　設計・開発の検証 (1)　設計・開発からのアウトプットが，設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために，計画されたとおりに(7.3.1 参照)検証を実施する。この検証の結果の記録，及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4 参照)。	・保安規定との整合を図り記載の適正化 ・工認審査基準の記載は，次の段階に進む場合は要求事項への適合性を確認することを要求しているが，JEAC では，要求事項への適合を確実にすることを求めており，要求事項へ適合しないまま次の段階に進むことはないので，JEAC ベースの記載とした。
(2)設計・開発の検証は，原設計者以外の者又はグループが実施しなければならない。	3　発電用原子炉設置者は、当該設計開発に係る部門又は職員に第一項の検証をさせてはならない。	1　規則第３３条第３項に規定する「設計開発に係る部門又は職員」とは、「検証の対象となる設計開発に直接に関与した者」をいう。	(2) 検証は，調達文書を作成した以外の者が実施する。	(2)　設計・開発の検証は，原設計者以外の者又はグループが実施する。	・保安規定との整合を図り記載の適正化 ・工認審査基準の記載は，JEAC と同等であるとのパブリックコメントの回答を得ている。
7.3.6 設計・開発の妥当性確認 (1)結果として得られる原子力施設が，指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために，計画した方法(7.3.1 参照)に従って，設計・開発の妥当性確認を実施しなければならない。	(設計開発の妥当性確認) 第三十四条　発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を、規定された性能、使用目的又は意図した使用方法に係る要求事項に適合するものとするために、当該発電用原子炉施設に係る設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下この条に		4.3.6　設計・開発の妥当性確認（7.3.6） (1) 組織は，供給者設計図書に基づき製作された原子力施設が調達文書の要求事項を満たしていることを確認するために，「設計管理要項」に従って，検査及び試験を実施する。	7.3.6　設計・開発の妥当性確認 (1)　結果として得られる原子炉施設が，指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために，計画した方法(7.3.1 参照)に従って，設計・開発の妥当性確認を実施する。	・保安規定との整合を図り記載の適正化

原子力発電所における安全のための 品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
	おいて「設計開発妥当性確認」という。）を実施しなければならない。				
(2)実行可能な場合にはいつでも，原子力施設の使用前に，妥当性確認を完了しなければならない。	2　発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を使用するに当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。ただし、当該発電用原子炉施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合においては、当該発電用原子炉施設の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行わなければならない。		(2) 実行可能な場合は，原子力施設の使用開始前までに検査及び試験を完了する。	(2)　実行可能な場合にはいつでも，原子炉施設の使用前に，妥当性確認を完了する。	・保安規定との整合を図り記載の適正化 ・工認審査基準の記載は，前段は発電用原子炉施設の設置前のことを規定しており，後段は設置後のことを規定している。それぞれの妥当性確認の時期の明確化の観点から用語を使い分けているとのパブリックコメントの回答を得ている。JEAC では「実行可能な場合にはいつでも原子力施設の使用前に妥当性確認を完了すること」を要求しており，JEAC と同等であることから，JEAC ベースの記載とした。
(3)妥当性確認の結果の記録，及び必要な処置があればその記録を維持しなければならない(4.2.4 参照)。	3　発電用原子炉設置者は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該妥当性確認の結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 検査及び試験の結果の記録及び必要な処置があれば記録を作成し，「品質記録管理要項」に基づき保存する。	(3)　妥当性確認の結果の記録，及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4 参照)。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
7.3.7 設計・開発の変更管理 (1)設計・開発の変更を明確にし，記録を維持しなければならない(4.2.4 参照)。	(設計開発の変更の管理) 第三十五条　発電用原子炉設置者は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別できるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		4.3.7　設計・開発の変更管理（7.3.7） (1) 組織は，次の各号に掲げる設計・開発の変更が発生した場合は，「設計管理要項」に従って記録を作成し，「品質記録管理要項」に基づき保存する。 (a) 調達文書を変更する場合 (b) 当社が供給者設計図書を確認以降，供給者がその内容を変更する場合	7.3.7　設計・開発の変更管理 (1)　設計・開発の変更を明確にし，記録を維持する(4.2.4 参照)。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
(2)変更に対して，レビュー，検証及び妥当性確認を適切に行い，その変更を実施する前に承認しなければならない。	2　発電用原子炉設置者は、設計開発の変更を実施するに当たり、あらかじめ、照査、検証及び妥当性確認を適切に行い、承認しなければならない。		(2) 組織は，(1)(a)の変更に対して，4.3.4（設計・開発のレビュー）のレビュー，4.3.5（設計・開発の検証）の検証，及び4.3.6（設計・開発の妥当性確認）の妥当性確認を適切に行い，その変更を実施する前に承認する。	(2)　変更に対して，レビュー，検証及び妥当性確認を適切に行い，その変更を実施する前に承認する。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
(3)設計・開発の変更のレビューには，その変更が，当該の原子力施設を構成する要素及	3　発電用原子炉設置者は、設計開発の変更の照査の範囲を、当該変更が発電用原子		(3) 組織は，その設計・開発の変更が，原子力施設を構成する要素及び既に設置され	(3)　設計・開発の変更のレビューには，その変更が，当該の原子炉施設を構成する要素	・保安規定との整合を図り記載の適正化

原子力発電所における安全のための品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
び関連する原子力施設に及ぼす影響の評価を含めなければならない。	炉施設に及ぼす影響の評価（当該発電用原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を含むものとしなければならない。		ている原子力施設に及ぼす影響評価を含めてレビュー，検証及び妥当性確認を行う。	及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を含める。	・工認審査基準の反映
(4)変更のレビューの結果の記録，及び必要な処置があればその記録を維持しなければならない(4.2.4 参照)。	4　　発電用原子炉設置者は、第二項の規定による変更の照査の結果に係る記録（当該照査結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を含む。）を作成し、これを管理しなければならない。		(4)　組織は，設計・開発の変更に対して行われたレビュー，検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があれば記録を作成し，「品質記録管理要項」に基づき保存する。	(4)　変更のレビューの結果の記録，及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4 参照)。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
注記　“変更のレビュー”とは，変更に対して適切に行われたレビュー，検証及び妥当性確認のことである。					
7.4 調　達			4.4　調達	7.4　調達 組織は，次の事項を「調達管理要項」に定め，実施する。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
7.4.1 調達プロセス (1)組織は，規定された調達要求事項に，調達製品が適合することを確実にしなければならない。	（調達プロセス） 第三十六条　　発電用原子炉設置者は、外部から調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自らの規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにしなければならない。		4.4.1　調達管理（7.4.1） (1)　組織は，原子力施設の工事等を実施する際の製品，役務及び委託作業（以下「調達製品」という。）が調達文書の要求事項に適合するために必要な事項を，「調達管理要項」に定め，調達管理を実施する。	7.4.1　調達プロセス (1)　組織は，規定された調達要求事項に，調達製品が適合することを確実にする。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
(2)供給者及び調達製品に対する管理の方式及び程度は，調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて定めなければならない。	2　　発電用原子炉設置者は、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を、当該調達物品等が個別業務又は発電用原子炉施設に及ぼす影響に応じて定めなければならない。		(2)　供給者及び調達製品に対する管理の方式及び程度は，調達製品が原子力安全に及ぼす影響について，「原子力施設の重要度分類基準要項」に定めた原子力施設の重要度に応じて，「調達管理要項」に定める。	(2)　供給者及び調達製品に対する管理の方式及び程度は，調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
(3)組織は，供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として，供給者を評価し，選定しなければならない。選定，評価及び再評価の基準を定めなければならない。	3　　発電用原子炉設置者は、調達物品等要求事項に従って、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。 4　　発電用原子炉設置者は、調達物品等の供給者の選定、評価及び再評価に係る判定基準を定めなければならない。		(3)　組織は，供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を有することを判断の根拠として，供給者を評価及び再評価する基準を「調達管理要項」及び「重要設備取引先登録要項」に定め，供給者を評価し，選定する。	(3)　組織は，供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として，供給者を評価し，選定する。選定，評価及び再評価の基準を定める。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
(4)評価の結果の記録，及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持しなければならない（4.2.4 参照）。	5　　発電用原子炉設置者は、第三項の評価の結果に係る記録（当該評価結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その		(4)　組織は，(3)の評価の結果の記録及び必要な処置があれば記録を作成し，「品質記録管理要項」に基づき保存する。	(4)　評価の結果の記録，及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する(4.2.4 参照)。	・保安規定との整合を図り記載の適正化

原子力発電所における安全のための 品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
	記録を含む。）を作成し、これを管理しなければならない。				
(5)組織は，調達製品の調達後における，維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法を定めなければならない。	6　　発電用原子炉設置者は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の発電用原子炉設置者と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）及びこれが確実に守られるよう管理する方法を定めなければならない。		(5) 組織は，調達要求事項に調達製品又は役務の調達後における，これらの維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法を，「調達管理要項」に定める。	(5)　組織は，調達製品の調達後における，維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な措置に関する方法を定める。	・保安規定との整合を図り記載の適正化 ・工認審査基準の反映
7.4.2 調達要求事項 (1)調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし，次の事項のうち該当するものを含めなければならない。	（調達物品等要求事項） 第三十七条　　発電用原子炉設置者は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち該当するものを含めなければならない。 六　　その他調達物品等に関し必要な事項	第３７条（調達物品等要求事項）	4.4.2　調達要求事項（7.4.2） (1) 組織は，調達文書に調達製品に関する要求事項を明確にし，次の各号に掲げる事項のうち該当する事項を記載する。	7.4.2　調達要求事項 (1)　調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし，次の事項のうち該当する事項を含める。	・保安規定との整合を図り記載の適正化 ・工認審査基準の第６号は同条同項第１号から第５号以外の必要な事項がある場合の処置として規定しているとのパブリックコメントの回答を得ている。JEACでは「調達製品に関する要求事項を明確にし」としており，表現は異なるが同等のことを要求していることから，JEAC ベースの記載とした。
a)製品，手順，プロセス及び設備の承認に関する要求事項	一　　調達物品等の供給者の業務の手順及びプロセス並びに設備に係る要求事項		(a) 製品，手順，プロセス及び設備の承認又は確認に関する要求事項	a)　製品，手順，プロセス及び設備の承認に関する要求事項	・保安規定との整合を図り記載の適正化
b)要員の適格性確認に関する要求事項	二　　調達物品等の供給者の職員の適格性の確認に係る要求事項		(b) 要員の適格性確認に関する要求事項	b)　要員の適格性確認に関する要求事項	
c)品質マネジメントシステムに関する要求事項	三　　調達物品等の供給者の品質管理監督システムに係る要求事項		(c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項	c)　品質マネジメントシステムに関する要求事項	
	四　　調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項			d)　不適合の報告及び処理に関する要求事項	・工認審査基準の反映
	五　　安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項	1　規則第３７条第１項第５号に規定する「安全文化を醸成するための活動」には、例えば以下のような活動がある。 ・原子力安全に対する個人及び集団として		e)　安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項	・工認審査基準の反映

原子力発電所における安全のための 品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
		の決意を表明し、実践すること。 ・原子力安全に対する当事者意識を高めること。 ・信頼、協働、自由なコミュニケーションを奨励し、より良い労働環境条件の改善に努め、人的・組織的問題の報告を重視する開かれた文化を構築すること。 ・原子力安全が損なわれることのないように、構築物、系統及び機器の欠陥に関する報告を適切に行うこと。 ・特定された問題及び改善提案に対する迅速な対応を行うこと。 ・組織が、継続的に、安全と安全文化を高め、改善するための手段を持つこと。 ・原子力安全に対する組織及び個人の責任と説明責任を果たすこと。 ・原子力安全に関し、組織のあらゆる階層において問い掛ける姿勢及び学習する姿勢を奨励し、慢心を戒めるための方策を模索し実施すること。 ・組織内での安全及び安全文化に関する重要な要素について共通の理解を促進すること。 ・自らの業務及び職場環境に関連したリスクを認識し、起こりうる結果を理解すること。 ・全ての活動において慎重な意志決定をすること。			
(2)組織は，供給者に伝達する前に，規定した調達要求事項が妥当であることを確実にしなければならない。	2　　発電用原子炉設置者は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認しなければならない。		(2) 組織は，調達文書を発行する前に，調達文書に規定した要求事項が妥当であることをレビューし，承認する。	(2)　組織は，供給者に伝達する前に，規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
	3　　発電用原子炉設置者は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。			(3)　組織は，調達製品を受領する場合には，調達製品の供給者に対し，調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	・工認審査基準の反映

原子力発電所における安全のための 品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
7.4.3 調達製品の検証 (1)組織は，調達製品が，規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために，必要な検査又はその他の活動を定めて，実施しなければならない。	（調達物品等の検証） 第三十八条　　発電用原子炉設置者は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検査試験その他の個別業務を定め、実施しなければならない。	第３８条（調達製品等の検証） １　規則第３８条第１項に規定する「必要な検査試験」とは、例えば、「発電用原子炉設置者が自ら行う検査試験」をいう。 ２　規則第３８条第１項に規定する「その他の個別業務」とは、例えば、「発電用原子炉設置者が供給者のプロセスの監視測定及び検証のために供給者が行う検査への立会いや記録確認を行うこと」をいう。	4.4.3　調達製品の検証（7.4.3） (1) 組織は，調達製品が調達文書にて規定した要求事項を満たしていることを確認するために，必要な検査又はその他の活動を調達文書に定めて実施する。	7.4.3　調達製品の検証 (1)　組織は，調達製品が，規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために，必要な検査又はその他の活動を定めて，実施する。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
(2)組織が，供給者先で検証を実施することにした場合には，組織は，その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にしなければならない。	２　　発電用原子炉設置者は、調達物品等の供給者の施設において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法を、前条の調達物品等要求事項の中で明確にしなければならない。		(2) 組織は，供給者先で調達文書にて規定した要求事項を満たしていることを確認することにした場合には，必要な検査の要領又はその他の活動の要領並びに調達製品のリリースの方法を調達文書に定める。	(2)　組織が，供給者先で検証を実施することにした場合には，組織は，その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
7.5 業務の実施			4.5　業務の実施	7.5　業務の実施 組織は，業務の計画(7.1 参照)に基づき，次の事項を実施する。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
7.5.1 業務の管理 組織は，業務を管理された状態で実施しなければならない。管理された状態には，次の事項のうち該当するものを含めなければならない。	（個別業務の管理） 第三十九条　　発電用原子炉設置者は、個別業務を、次に掲げる管理条件（個別業務の内容等から該当しないと認められる管理条件を除く。）の下で実施しなければならない。		4.5.1　業務の管理（7.5.1） (1) 組織は，規程に従って，次の各号に掲げる事項のうち該当するものを含め，管理された状態で業務を実施する。	7.5.1　業務の管理 組織は，業務を管理された状態で実施する。管理された状態には，次の事項のうち該当するものを含む。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
a) 原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。	一　　保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。		(a) 原子力安全に関わる法令集等の外部文書，外部コミュニケーション等により得られた情報が利用できる。	a)　原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
b) 必要に応じて，作業手順が利用できる。	二　　手順書が利用できる体制にあること。		(b) 必要に応じて手順書等を利用できる。	b)　必要に応じて，作業手順が利用できる。	
c) 適切な設備を使用している。	三　　当該個別業務に見合う設備を使用していること。		(c) 原子力施設等の業務に必要な設備を，適切に点検，保守して使用している。	c)　適切な設備を使用している。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
d) 監視機器及び測定機器が利用でき，使用している。	四　　監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。		(d) 監視機器及び測定機器が利用でき，使用している。	d)　監視機器及び測定機器が利用でき，使用している。	
e) 監視及び測定が実施されている。	五　　第四十九条の規定に基づき監視測定を実施していること。		(e) 5.2.3（プロセスの監視及び測定）及び 5.2.4（検査及び試験）に従い，監視及び測定が実施されている。	e)　監視及び測定が実施されている。	・保安規定との整合を図り記載の適正化

原子力発電所における安全のための 品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
f）業務のリリースが実施されている。	六　　この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。		(f)　業務のリリースが規定されたとおりに実施されている。	f)　業務のリリースが実施されている。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認 (1)　業務の過程で結果として生じるアウトプットが，それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で，その結果，業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には，組織は，その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行わなければならない。	（個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認） 第四十条　　発電用原子炉設置者は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果であるプロセス出力情報を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不具合が明らかになる場合を含む。）においては、妥当性確認を行わなければならない。	第４０条（個別業務の実施に関するプロセスの妥当性確認） １　規則第４０条第１項に規定する「個別業務が実施された後にのみ不具合が明らかになる場合」には、以下の二種類がある。 ・業務の結果が実施過程の管理、業務実施者の技量又はその両者に高度に依存し、それ以降の監視及び測定では所定の品質を容易に判定できない場合。例えば、溶接や非破壊検査等がある。 ・業務の実施後でなければ不具合が顕在化しない場合。例えば、正しい情報の伝達やコンピュータシミュレーションの妥当性確認がある。	4.5.2　業務に関するプロセスの妥当性確認（7.5.2） (1)　組織は，業務の過程で結果として生じるアウトプットが，それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で，その結果，業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。このプロセスの妥当性確認を要するプロセスとして，発電所には保守管理業務における特殊工程があり，これらのプロセスの妥当性確認を実施することを「保守管理業務要項」に定める。また，発電所には運転管理業務における運転手順書作成，改正及び廃止があり，これらのプロセスの妥当性確認を実施することを「運転管理業務要項」に定める。	7.5.2　業務の実施に関するプロセスの妥当性確認 (1)　業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが，それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で，その結果，業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には，組織は，その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。	・工認審査基準の反映 ・工認審査基準の反映 ・保安規定との整合を図り記載の適正化 ・保安規定との整合を図り削除
(2) 妥当性確認によって，これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証しなければならない。	2　　発電用原子炉設置者は、前項のプロセスが第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを、妥当性確認によって実証しなければならない。		(2)　組織は，妥当性確認によって，(1)のプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。	(2)　妥当性確認によって，これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
(3) 組織は，これらのプロセスについて，次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立しなければならない。	3　　発電用原子炉設置者は、第一項の規定により妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、当該プロセスの内容等から該当しないと認められる事項を除く。		(3)　組織は，(1)のプロセスについて，次の各号に掲げる事項のうち該当するものを含んだ手続きを関連する規程に定める。	(3)　組織は，これらのプロセスについて，次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
a）プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準	一　　当該プロセスの照査及び承認のための判定基準		(a)　プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準	a)　プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準	
b）設備の承認及び要員の適格性確認	二　　設備の承認及び職員の適格性の確認		(b)　設備の承認及び要員の適格性確認	b)　設備の承認及び要員の適格性確認	
c）所定の方法及び手順の適用	三　　方法及び手順		(c)　所定の方法及び手順の適用	c)　所定の方法及び手順の適用	
d）記録に関する要求事項(4.2.4 参照)	四　　第七条に規定する記録に係る要求事項		(d)　記録に関する要求事項	d)　記録に関する要求事項（4.2.4 参照）	・保安規定との整合を図り追加
e）妥当性の再確認	五　　再妥当性確認（個別業務に関する手順を変更した場合等において、再度妥		(e)　妥当性の再確認	e)　妥当性の再確認	

原子力発電所における安全のための 品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
	当性確認を行うことをいう。）				
7.5.3 識別及びトレーサビリティ (1) 必要な場合には，組織は，業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務を識別しなければならない。	（識別） 第四十一条　　発電用原子炉設置者は、個別業務に関する計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により個別業務及び発電用原子炉施設を識別しなければならない。		4.5.3　識別及びトレーサビリティ（7.5.3） (1) 組織は，識別が必要な業務を関連する規程に定め，業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務を識別する。	7.5.3　識別及びトレーサビリティ (1)　必要な場合には，組織は，業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・原子炉施設を識別する。	・工事の計画における業務の状態，当該工作物の状態は識別可能であるとのパブリックコメントの回答を得ているが，当社の品質マネジメントシステムは運転段階も含めていることから，「必要な場合には」を付加した JEAC ベースの記載とした。 ・保安規定との整合を図り記載の適正
(2) 組織は，業務の計画及び実施の全過程において，監視及び測定の要求事項に関連して，業務の状態を識別しなければならない。			(2) 組織は，業務の計画及び実施の全過程において，監視及び測定の要求事項に関連して，識別が必要な業務の状態を関連する規程に定め，識別する。	(2)　組織は，業務の計画及び実施の全過程において，監視及び測定の要求事項に関連して，業務・原子炉施設の状態を識別する。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
(3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には，組織は，業務について一意の識別を管理し，記録を維持しなければならない(4.2.4 参照)。	（追跡可能性の確保） 第四十二条　　発電用原子炉設置者は、追跡可能性（履歴、適用又は所在を追跡できる状態にあることをいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、個別業務又は発電用原子炉施設を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。	第４２条（追跡可能性の確保） １　規則第４２条に規定する「追跡可能性」とは、ＪＩＳ Ｑ９００１で使用されている「トレーサビリティ」に相当するものである。	(3) 組織は，トレーサビリティが要求事項となっている業務を関連する規程に定め，一意の識別を管理し，その結果の記録を作成し，「品質記録管理要項」に基づき保存する。	(3)　トレーサビリティが要求事項となっている場合には，組織は，業務・原子炉施設について一意の識別を管理し，記録を維持する(4.2.4 参照)。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
注記　構成管理（configuration management）は識別及びトレーサビリティを維持する手段の一つである。					
7.5.4 組織外の所有物 組織は，組織外の所有物について，それが組織の管理下にある間，注意を払い，必要に応じて記録を維持しなければならない(4.2.4 参照)。 注記　組織外の所有物には，知的財産及び個人情報を含めることができる。	（発電用原子炉施設の外部の者の物品） 第四十三条　　発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、当該物品に関する記録を作成し、これを管理しなければならない。	第４３条（発電用原子炉施設の外部の者の物品） １　規則第４３条に規定する「発電用原子炉施設の外部の者の物品」とは、ＪＩＳ Ｑ９００１の「顧客の所有物」に相当するものである。 ２　規則第４３条に規定する「必要に応じ、記録を作成し、これを管理しなければならない」場合には、例えば、「発電用原子炉施設の外部の者の物品を紛失又は損傷した場合」がある。	4.5.4　組織外の所有物（7.5.4） (1) 組織は，組織外の所有物が組織の管理下にある間は，「組織外所有物管理要項」等に基づき注意を払って管理するとともに，必要に応じて記録を作成し，「品質記録管理要項」に基づき保存する。	7.5.4　組織外の所有物 組織は，組織外の所有物について，それが組織の管理下にある間，注意を払い，必要に応じて記録を維持する(4.2.4 参照)。	・保安規定との整合を図り記載の適正化

原子力発電所における安全のための 品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
7.5.5 調達製品の保存 組織は，調達製品の検証後，受入から据付（使用）までの間，要求事項への適合を維持するように調達製品を保存しなければならない。この保存には，該当する場合，識別，取扱い，包装，保管及び保護を含めなければならない。保存は，取替品，予備品にも適用しなければならない。	（調達物品の保持） 第四十四条　発電用原子炉設置者は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品の状態を保持（識別、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）しなければならない。		4.5.5　調達製品の保存（7.5.5） (1) 組織は，4.4.3（調達製品の検証）の調達製品の検証後，受入から据付（使用）までの間，要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には，該当する場合，識別，取扱い，包装，保管及び保護を含める。また，調達製品のうち取替品については，別に定める手順にて管理し，予備品及び貯蔵品については，「予備品・貯蔵品取扱要項」に基づき管理する。	7.5.5　調達製品の保存 組織は，調達製品の検証後，受入から据付（使用）までの間，要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には，該当する場合，識別，取扱い，包装，保管及び保護を含める。保存は，取替品，予備品にも適用する。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
7.6 監視機器及び測定機器の管理 (1) 業務に対する要求事項への適合性を実証するために，組織は，実施すべき監視及び測定を明確にしなければならない。また，そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にしなければならない。	（監視測定のための設備の管理） 第四十五条　発電用原子炉設置者は、個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確にしなければならない。	第４５条（監視測定のための設備の管理） １　規則第４５条第３項第１号に規定する「あらかじめ定めた間隔」とは、「規則第２５条第１項の規定に基づき定めた計画に基づくもの」をいう。	4.6　監視機器及び測定機器の管理 4.6.1　監視機器及び測定機器の管理（7.6） (1) 組織は，4.2.1（業務に対する要求事項の明確化）の要求事項への適合性を実証するために，実施すべき監視及び測定，並びに監視及び測定に必要な監視機器及び測定機器を規程に定める。	7.6　監視機器及び測定機器の管理 組織は，業務の計画(7.1 参照)に基づき，次の事項を実施する。 (1)　業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために，組織は，実施すべき監視及び測定を明確にする。また，そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。	・保安規定との整合を図り記載の適正化 ・保安規定との整合を図り記載の適正化
(2) 組織は，監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立しなければならない。	2　発電用原子炉設置者は、監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施しなければならない。		(2) 組織は，監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できるプロセスを規程に定める。	(2)　組織は，監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立する。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には，測定機器に関し，次の事項を満たさなければならない。	3　発電用原子炉設置者は、監視測定の結果の妥当性を確保するために必要な場合においては、監視測定のための設備を、次に掲げる条件に適合するものとしなければならない。		(3) 組織は，測定値の正当性が保証されなければならない場合には，測定機器に関し，次の各号に掲げる事項を満たすように管理する。	(3)　測定値の正当性が保証されなければならない場合には，測定機器に関し，次の事項を満たす。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
a) 定められた間隔又は使用前に，国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証，又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には，校正又は検証に用いた基準を記録する（4.2.4 参照）。	一　あらかじめ定めた間隔で、又は使用の前に、計量の標準（当該標準が存在しない場合においては、校正又は検証の根拠について記録すること。）まで追跡することが可能な方法により校正又は検証がなされていること。		(a) 定められた間隔又は使用前に，国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証，又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には，校正又は検証に用いた基準を記録する。	a)　定められた間隔又は使用前に，国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証，又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には，校正又は検証に用いた基準を記録する(4.2.4 参照)。	・保安規定との整合を図り追加
b) 機器の調整をする，又は必要に応じて再調整する。	二　所要の調整又は再調整がなされていること。		(b) 機器の調整をする，又は必要に応じて再調整する。	b)　機器の調整をする，又は必要に応じて再調整する。	
c) 校正の状態を明確にするために識別を行う。	三　校正の状態が明確になるよう、識別されていること。		(c) 校正の状態を明確にするために識別を行う。	c)　校正の状態を明確にするために識別を行う。	

原子力発電所における安全のための 品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
d）測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。	四　　監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。		(d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。	d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。	
e）取扱い，保守及び保管において，損傷及び劣化しないように保護する。	五　　取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。		(e) 取扱い，保守及び保管において，損傷及び校正はずれ等の劣化が生じないように保護する。	e) 取扱い，保守及び保管において，損傷及び劣化しないように保護する。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
さらに，測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には，組織は，その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し，記録しなければならない(4.2.4 参照)。組織は，その機器，及び影響を受けた業務すべてに対して，適切な処置をとらなければならない。校正及び検証の結果の記録を維持しなければならない(4.2.4 参照)。	4　　発電用原子炉設置者は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録しなければならない。 5　　発電用原子炉設置者は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び前項の不適合により影響を受けた個別業務又は発電用原子炉施設について、適切な措置を講じなければならない。 6　　発電用原子炉設置者は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(5) 組織は，校正はずれ等，測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には，その測定機器の校正日以降，それまでに測定した結果の妥当性を再測定又は機器の誤差を換算する等により評価するとともに，その結果の記録を作成し，「品質記録管理要項」に基づき保存する。要求事項に適合していない当該測定機器，及び妥当性を評価した結果，影響を受けた業務（原子力施設を含む。）すべてに対して，「不適合管理要項」に基づき適切な処置をとる。 (4) 組織は，校正及び検証の結果の記録を作成し，「品質記録管理要項」に基づき保存する。	さらに，測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には，組織は，その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し，記録する(4.2.4 参照)。 組織は，その機器及び影響を受けた業務・原子炉施設すべてに対して，適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する(4.2.4 参照)。	・保安規定との整合を図り記載の適正化 ・保安規定との整合を図り記載の適正化
(4) 規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には，そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認しなければならない。この確認は，最初に使用するのに先立って実施しなければならない。また，必要に応じて再確認しなければならない。	7　　発電用原子炉設置者は、個別業務等要求事項の監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、初回使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認し、必要に応じ再確認を行わなければならない。		(6) 組織は，品質マニュアルの要求事項に係る監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には，最初に使用する前及びソフトウェアを改造した後使用する前に，そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。また，必要に応じて再確認すること。	(4) 規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には，そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は，最初に使用するのに先立って実施する。また，必要に応じて再確認する。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
注記　意図した用途を満たすコンピュータソフトウェアの能力の確認には，通常，その使用の適切性を維持するための検証及び構成管理も含まれる。					
8.　評価及び改善 8.1 一般 (1)組織は，次の事項のために必要となる監視，測定，分析及び改善のプロセスを計画し，実施しなければならない。	第六章　監視測定、分析及び改善 （監視測定、分析及び改善） 第四十六条　　発電用原子炉設置者は、次に掲げる業務に必要な監視測定、分析及び改善に係るプロセスについて、計画を策定し（適用する検査試験の方法（統計学的方法	第４６条（監視測定、分析及び改善） １　規則第４６条第１項第２号に規定する「実効性を維持する」とは、ＪＩＳ　Ｑ９００１で使用されている「有効性を継続的に改善する」に相当するものである。	5.　評価及び改善 5.1　一般 5.1.1　一般（8.1） (1) 組織は，「5.2 監視及び測定」，「5.3 不適合管理」，「5.4 データの分析」及び「5.5 改善」の記載に従い，次の各号に掲げる事	8.　評価及び改善 8.1　一般 (1)　組織は，次の事項のために必要となる監視，測定，分析及び改善のプロセスを計画し，実施する。	・保安規定との整合を図り記載の適正化

原子力発電所における安全のための品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
	を含む。）及び当該方法の適用の範囲の明確化を含む。）、実施しなければならない。		項を目的として，監視，測定，分析及び改善のプロセスを計画し，実施する。		
a）業務に対する要求事項への適合を実証する。	一　　個別業務等要求事項への適合性を実証すること。		(a)　業務に対する要求事項への適合を実証する。	a)　業務・原子炉施設に対する要求事項への適合を実証する。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
b）品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。	二　　品質管理監督システムの適合性を確保し、実効性を維持すること。		(b)　品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。	b)　品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。	
c）品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。			(c)　品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。	c)　品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。	
(2) これには，統計的手法を含め，適用可能な方法，及びその使用の程度を決定することを含めなければならない。			(2)　監視，測定，分析及び改善に当たっては，統計的手法を含めた適用可能な方法及び適用する際の程度を明確にして実施する。	(2)　これには，統計的手法を含め，適用可能な方法，及びその使用の程度を決定することを含める。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
8.2 監視及び測定 8.2.1 原子力安全の達成 組織は，品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして，原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視しなければならない。この情報の入手及び使用の方法を定めなければならない。	（発電用原子炉施設の外部の者からの意見） 第四十七条　　発電用原子炉設置者は、品質管理監督システムの実施状況の監視測定の一環として、保安の確保に対する発電用原子炉施設の外部の者の意見を把握しなければならない。 2　　発電用原子炉設置者は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確にしなければならない。	第４７条（発電用原子炉施設の外部の者からの意見） 1　規則第４７条第１項に規定する「発電用原子炉施設の外部の者の意見を把握」には、例えば、「地元自治体及び地元住民が保安活動に対し、どのような意見を持っているか把握するための活動」がある。	5.2　監視及び測定 5.2.1　原子力安全の達成（8.2.1） (1)　組織は，品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして，保安検査の結果，定期安全管理審査の結果及び規制当局等より受領した指示文書等の原子力安全の達成状況に関する規制当局等からの情報の入手及び使用の方法を，「官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項」に定め，入手した情報を監視する。	8.2　監視及び測定 8.2.1　原子力安全の達成 組織は，品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして，原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法を「官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項」に定める。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
8.2.2 内部監査 (1) 組織は，品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために，あらかじめ定められた間隔で内部監査を実施しなければならない。	（内部監査） 第四十八条　　発電用原子炉設置者は、品質管理監督システムが次に掲げる要件に適合しているかどうかを明確にするために、あらかじめ定めた間隔で、客観的な評価を行う部門又は発電用原子炉施設の外部の者による内部監査を実施しなければならない。	第４８条（内部監査） 1　規則第４８条第１項に規定する「あらかじめ定めた間隔」とは、「規則第２５条第１項の規定に基づき定めた計画に基づくもの」をいう。 2　規則第４８条第１項に規定する「発電用原子炉施設の外部の者」とは、「発電用原子炉設置者以外の組織」をいう。	5.2.2　内部監査（8.2.2） (1)　考査・品質監査室長は，品質マネジメントシステムの次の各号に掲げる事項が満たされているか否かを明確にするために，「内部監査要項」を定め，あらかじめ定められた間隔で内部監査を行う。	8.2.2　内部監査 考査・品質監査室は，客観的な評価を行う組織として，次の事項を「内部監査要項」に定め，実施する。 (1)　品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために，あらかじめ定められた間隔で内部監査を実施する。	・工認審査基準の反映
a）品質マネジメントシステムが，業務の計画(7.1 参照)に適合しているか，この規程の要求事項に適合しているか，及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。	一　　個別業務計画、この規則の規定及び当該品質管理監督システムに係る要求事項に適合していること。		(a)　品質マネジメントシステムが次に掲げる事項に適合していること。 イ．業務の計画 ロ．JEAC4111 及び JEAC4209-2007 の要求事項 ハ．組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項	a)　品質マネジメントシステムが，業務の計画(7.1 参照)に適合しているか，ＪＥＡＣ４１１１の要求事項に適合しているか，及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
b）品質マネジメントシステムが効果的に	二　　実効性のある実施及び維持がなさ	3　規則第４８条第１項第２号に規定する	(b)　品質マネジメントシステムが効果的	b)　品質マネジメントシステムが効果的	・保安規定との整合を図り記載

原子力発電所における安全のための 品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
実施され，維持されているか。	れていること。	「実効性のある実施及び維持がなされている」とは、ＪＩＳ Ｑ９００１で使用されている「品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されている」に相当するものである。	に実施され，維持されていること。	に実施され，維持されているか。	の適正化
(2)組織は，監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性，並びにこれまでの監査結果を考慮して，監査プログラムを策定しなければならない。監査の基準，範囲，頻度及び方法を規定しなければならない。監査員の選定及び監査の実施においては，監査プロセスの客観性及び公平性を確保しなければならない。監査員は，自らの業務を監査してはならない。	2　発電用原子炉設置者は、内部監査の対象となるプロセス、領域の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して、内部監査実施計画を策定しなければならない。 3　発電用原子炉設置者は、内部監査の判定基準、範囲、頻度及び方法を定めなければならない。 4　発電用原子炉設置者は、内部監査を行う職員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。 5　発電用原子炉設置者は、内部監査員に自らの個別業務を内部監査させてはならない。		(2) 考査・品質監査室長は，監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性，並びにこれまでの監査結果を考慮して，「内部監査要項」に基づき監査プログラムを策定する。 (3) 考査・品質監査室長は，監査の基準，範囲，頻度及び方法を，「内部監査要項」に定める。 (4) 考査･品質監査室長は，監査員の選定及び監査の実施においては，監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。 (5) 監査員は，自らの業務を監査しない。	(2)　監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性，並びにこれまでの監査結果を考慮して，監査プログラムを策定する。監査の基準，範囲，頻度及び方法を規定する。監査員の選定及び監査の実施においては，監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。監査員は，自らの業務を監査しない。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
(3)監査の計画及び実施，記録の作成及び結果の報告に関する責任，並びに要求事項を規定するために，“文書化された手順”を確立しなければならない。	6　発電用原子炉設置者は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告及び記録の管理について、その責任及び権限並びに要求事項を手順書の中で定めなければならない。		(6) 考査･品質監査室長は，監査の計画及び実施，記録の作成及び結果の報告に関する責任，並びに要求事項を，「内部監査要項」に定める。	(3)　監査の計画及び実施，記録の作成及び結果の報告に関する責任及び権限，並びに要求事項を規定する。	・工認審査基準の反映 ・保安規定との整合を図り記載の適正化
(4)監査及びその結果の記録は，維持しなければならない(4.2.4 参照)。			(7) 考査･品質監査室長は，監査及びその結果の記録を作成し，「品質記録管理要項」に基づき保存する。	(4)　監査及びその結果の記録を維持する(4.2.4 参照)。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
(5)監査された領域に責任をもつ管理者は，検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく，必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にしなければならない。フォローアップには，とられた処置の検証及び検証結果の報告を含めなければならない（8.5.2 参照)。	7　発電用原子炉設置者は、内部監査された領域に責任を有する管理者に、発見された不適合及び当該不適合の原因を除去するための措置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならない。		(8) 監査された領域に責任を持つ室所長は，「内部監査要項」に基づき，検出された不適合及び原因を除去するために遅滞なく，必要な修正及び是正処置すべてを行う。考査･品質監査室長は，フォローアップには，とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める。	(5)　監査された領域に責任をもつ管理者は，検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく，必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには，とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める(8.5.2　参照)。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
注記　JIS Q 19011 を参照。					
8.2.3 プロセスの監視及び測定 (1)組織は，品質マネジメントシステムのプロセスの監視，及び適用可能な場合に行う測定には，適切な方法を適用しなければな	（プロセスの監視測定） 第四十九条　発電用原子炉設置者は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う監視測定		5.2.3　プロセスの監視及び測定（8.2.3） (1) 組織は，品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び適用可能な場合に行う測定の適切な方法を「業務プロセスレビュ	8.2.3　プロセスの監視及び測定 (1)　組織は，品質マネジメントシステムのプロセスの監視，及び適用可能な場合に行う測定には，適切な方法を適用する。	・保安規定との整合を図り記載

原子力発電所における安全のための 品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
らない。	の方法を適用しなければならない。		一要項」に定め，品質マネジメントシステムのプロセスを監視及び測定する。		の適正化
(2)これらの方法は，プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものでなければならない。	2　　発電用原子炉設置者は、前項の監視測定の方法により、プロセスが第十二条第一項及び第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。		(2)　(1)の監視及び測定により，プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証する。	(2)　これらの方法は，プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
(3)計画どおりの結果が達成できない場合には，適切に，修正及び是正処置をとらなければならない。	3　　発電用原子炉設置者は、第十二条第一項及び第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができない場合においては、個別業務等要求事項の適合性を確保するために、修正及び是正処置を適切に講じなければならない。		(3)　組織は，(1)の監視及び測定の結果，計画どおりの結果が達成できない場合は，5.3.1（不適合管理）及び5.5.2（是正処置）に基づき，適切に不適合の処理及び是正処置を行う。	(3)　計画どおりの結果が達成できない場合には，適切に，修正及び是正処置をとる。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
8.2.4 検査及び試験 (1)組織は，原子力施設の要求事項が満たされていることを検証するために，原子力施設を検査及び試験しなければならない。検査及び試験は，業務の計画(7.1参照)に従って，適切な段階で実施しなければならない。検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠を維持しなければならない(4.2.4参照)。	（発電用原子炉施設に対する検査試験） 第五十条　　発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設が要求事項に適合していることを検証するために、発電用原子炉施設に対して検査試験を行わなければならない。 2　　発電用原子炉設置者は、前項の検査試験を、個別業務計画及び第三十九条第一項第二号に規定する手順書に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において行わなければならない。 3　　発電用原子炉設置者は、検査試験の適否決定基準への適合性の証拠となる検査試験の結果に係る記録等を作成し、これを管理しなければならない。		5.2.4　検査及び試験（8.2.4） (1)　組織は，原子力施設の要求事項が満たされていることを検証するために，「試験・検査管理要項」に基づき，原子力施設の検査及び試験を行う。検査及び試験は，4.1.1（業務の計画）の計画に従って，適切な段階で実施するとともに，検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠として記録を作成し，「品質記録管理要項」に基づき保存する。なお，4.3.6（設計・開発の妥当性確認）において実施する検査及び試験についても，ここで規定する検査及び試験の一部として実施する。	8.2.4　検査及び試験 (1)　組織は，原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために，「試験・検査管理要項」に従って，原子炉施設を検査及び試験する。検査及び試験は，業務の計画(7.1 参照)に従って，適切な段階で実施する。検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する(4.2.4 参照)。	・保安規定との整合を図り記載の適正化 ・保安規定との整合を図り削除
(2)検査及び試験要員の独立の程度を定めなければならない。	6　　発電用原子炉設置者は、個別業務及び発電用原子炉施設の重要度に応じて、検査試験を行う者を定めなければならない。この場合において、検査試験を行う者の独立性を考慮しなければならない。		(2)　組織は，検査及び試験を実施する場合には，「試験・検査管理要項」に基づき，その原子力施設の重要度に応じて，検査及び試験要員の独立の程度を関連する文書等に定める。	(2)　検査及び試験要員の独立の程度を定める。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
(3)リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人を，記録しておかなければならない（4.2.4参照）	4　　発電用原子炉設置者は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った者を特定する記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3)　組織は，リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人を記録する。	(3)　リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人を，記録する(4.2.4 参照)。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
(4)業務の計画(7.1 参照)で決めた検査及び	5　　発電用原子炉設置者は、個別業務計画		(4)　組織は，4.1.1（業務の計画）で計画した	(4)　業務の計画(7.1　参照)で決めた検査及	・保安規定との整合を図り記載

原子力発電所における安全のための 品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
試験が完了するまでは，当該原子力施設を据え付けたり，運転したりしてはならない。ただし，当該の権限をもつ者が承認したときは，この限りではない。	に基づく検査試験を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。		検査及び試験が完了するまでは，当該原子力施設の据え付けや運転を行わない。ただし，次の各号に掲げる事項に該当する場合はこの限りでない。 (a) 当該の権限をもつ者が承認した場合 (b) 検査が不合格であった場合で，5.3.1（不適合管理）の「不適合管理要項」に定めた承認者が特別採用を許可した場合	び試験が完了するまでは，当該原子炉施設を据え付けたり，運転したりしない。ただし，当該の権限をもつ者が承認したときは，この限りではない。	の適正化 ・本品質保証計画におけるただし書きは使用承認等を想定したものであるが，あらかじめ業務の計画にその旨を定めること，使用承認は別途法的手続きを行った上で規制当局の承認が必要であるとのパブリックコメントの回答を得ているため，JEAC ベースの記載とした。
8.3 不適合管理 (1)組織は，業務に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために，それらを識別し，管理することを確実にしなければならない。	（不適合の管理） 第五十一条　　発電用原子炉設置者は、要求事項に適合しない個別業務又は発電用原子炉施設が放置されることを防ぐよう、当該個別業務又は発電用原子炉施設を識別し、これが管理されているようにしなければならない。		5.3　不適合管理 5.3.1　不適合管理（8.3） (1) 組織は，業務に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために，不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を「不適合管理要項」に定め，不適合となったプロセス及び原子力施設を識別し，管理する。	8.3　不適合管理 (1)　組織は，業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために，それらを識別し，管理することを確実にする。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
(2)不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を規定するために，“文書化された手順” を確立しなければならない。	2　　発電用原子炉設置者は、不適合の処理に係る管理及びそれに関連する責任及び権限を手順書に定めなければならない。			(2)　不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を「不適合管理要項」に定める。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
(3)該当する場合には，組織は，次の一つ又はそれ以上の方法で，不適合を処理しなければならない。	3　　発電用原子炉設置者は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。		(2) 組織は，「不適合管理要項」に基づき，次の各号に掲げる一つ又はそれ以上の方法で，不適合を処理する。	(3)　該当する場合には，組織は，次の一つ又はそれ以上の方法で，不適合を処理する。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
a）検出された不適合を除去するための処置をとる。	一　　発見された不適合を除去するための措置を講ずること。		(a) 検出された不適合を除去するため，プロセスの見直し又は原子力施設の修正等の処置をとる。	a)　検出された不適合を除去するための処置をとる。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
b）当該の権限をもつ者が，特別採用によって，その使用，リリース，又は合格と判定することを正式に許可する。	二　　個別業務の実施、発電用原子炉施設の使用又はプロセスの次の段階に進むことの承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。		(b) 原子力施設の修正が困難で，不適合の除去ができない場合は，特別採用を検討し，「不適合管理要項」に定めた承認者が，原子力施設の使用，リリース又は合格と判定することを許可する。	b)　当該の権限をもつ者が，特別採用によって，その使用，リリース，又は合格と判定することを正式に許可する。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
c）本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。 注記　“c)本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる”とは“廃棄すること”を含む。	三　　本来の意図された使用又は適用ができないようにするための措置を講ずること。		(c) 本来の意図された使用又は適用ができないよう，プロセスに関連する文書を廃止文書としたり，原子力施設の廃棄，隔離，識別等の処置をとる。	c)　本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。	・保安規定との整合を図り記載の適正化

原子力発電所における安全のための 品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
d)外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には，その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。	四　　個別業務の実施後に不適合を発見した場合においては、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な措置を講ずること。		(d)　規制当局等に提出した文書等又は業務の実施後に不適合が検出された場合は，「不適合管理要項」に基づき，その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。	d)　外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には，その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
(4)不適合に修正を施した場合には，要求事項への適合を実証するための再検証を行わなければならない。	5　　発電用原子炉設置者は、不適合に対する修正を行った場合においては、修正後の個別業務等要求事項への適合性を実証するための再検証を行わなければならない。		(3)　組織は，不適合に修正を施した場合には，要求事項への適合を実証するための再検証として必要な検査及び試験等を実施する。	(4)　不適合に修正を施した場合には，要求事項への適合を実証するための再検証を行う。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
(5)不適合の性質の記録，及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持しなければならない(4.2.4 参照)。	4　　発電用原子炉設置者は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(4)　組織は，「不適合管理要項」に基づき，不適合の状況，内容の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し，「品質記録管理要項」に基づき保存する。	(5)　不適合の性質の記録，及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する(4.2.4 参照)。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
			(5)　組織は，原子力施設の保安の向上を図る観点から，公開の基準を定めた「不適合管理要項」に従って，不適合の内容をニューシアへ登録することを含め，情報の公開を行う。	(6)　組織は，原子炉施設の保安の向上を図る観点から，公開の基準を定めた「不適合管理要項」に従って，不適合の内容をニューシアへ登録することを含め，情報の公開を行う。	
8.4 データの分析 (1)組織は，品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため，また，品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために適切なデータを明確にし，それらのデータを収集し，分析しなければならない。この中には，監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含めなければならない。	（データの分析） 第五十二条　　発電用原子炉設置者は、品質管理監督システムが適切かつ実効性のあるものであることを実証するため、及びその品質管理監督システムの実効性の改善の余地を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析しなければならない。	第５２条（データの分析） １　規則第５２条第１項に規定する「適切かつ実効性」とは、ＪＩＳ Ｑ９００１で使用されている「適切性及び有効性」に相当するものである。 ２　規則第５２条第１項に規定する「実効性の改善」とは、ＪＩＳ Ｑ９００１で使用されている「有効性の継続的改善」に相当するものである。 ３規則第５２条第２項第１号に規定する「発電用原子炉施設の外部の者」とは、ＪＩＳ Ｑ９００１で使用されている「顧客」に相当するものである。	5.4　データの分析 5.4.1　データの分析（8.4） (1)　組織は，品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため，また，品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために「データ分析要項」を定め，適切なデータを明確にし，それらのデータを収集し，分析する。この中には，監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。	8.4　データの分析 (1)　組織は，品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため，また，品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために「データ分析要項」を定め，適切なデータを明確にし，それらのデータを収集し，分析する。この中には，監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。	
(2)データの分析によって，次の事項に関連する情報を提供しなければならない。	2　　発電用原子炉設置者は、前項のデータの分析により、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。		(2)　発電所長及び発電部門管理責任者は，次の各号に掲げるデータの分析結果を，マネジメントレビュー・インプット情報に含める。	(2)　データの分析によって，次の事項に関連する情報を提供する。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
a)原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方(8.2.1 参照)	一　　第四十七条第二項の規定による方法により収集する発電用原子炉施設の		(a)　原子力安全の達成に関する外部の受け止め方	a)　原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方（8.2.1 参照）	・保安規定との整合を図り追加

原子力発電所における安全のための 品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
	外部の者からの意見				
b）業務に対する要求事項への適合(8.2.3 及び 8.2.4 参照)	二　　個別業務等要求事項への適合性含む。)		(b) 業務に対する要求事項への適合	b)　業務・原子炉施設に対する要求事項への適合 (8.2.3 及び 8.2.4 参照)	・保安規定との整合を図り記載の適正化
c）予防処置の機会を得ることを含む，プロセス及び原子力施設の，特性及び傾向(8.2.3 及び 8.2.4 参照)	三　　プロセス、発電用原子炉施設の特性及び傾向(予防処置を行う端緒となるものを含む。)		(c) 予防処置の機会を得ることを含む，プロセス及び原子力施設の特性及び傾向	c)　予防処置の機会を得ることを含む，プロセス及び原子炉施設の，特性及び傾向 (8.2.3 及び 8.2.4 参照)	・保安規定との整合を図り記載の適正化
d）供給者の能力(7.4 参照)	四　　調達物品等の供給者の供給能力		(d) 供給者の能力	d)　供給者の能力 (7.4 参照)	・保安規定との整合を図り追加
注記　データの分析には，中長期的な視点（10 年程度の間隔）に立脚して行われる「原子炉施設の定期的な評価(PSR)」も含まれる。					
8.5 改善 8.5.1 継続的改善 組織は，品質方針，品質目標，監査結果，データの分析，是正処置，予防処置及びマネジメントレビューを通じて，品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善しなければならない。	(改善) 第五十三条　　発電用原子炉設置者は、その品質方針、品質目標、内部監査の結果、データの分析、是正処置、予防処置及び経営責任者照査の活用を通じて、品質管理監督システムの妥当性及び実効性を維持するために変更が必要な事項を全て明らかにするとともに、当該変更を実施しなければならない。	第５３条（改善） １　規則第５３条に規定する「実効性を維持する」とは、ＪＩＳ Ｑ９００１で使用されている「有効性を継続的に改善する」に相当するものである。	5.5　改善 5.5.1　継続的改善 (8.5.1) (1) 組織は，品質方針，品質目標，内部監査，データの分析，是正処置，予防処置及びマネジメントレビューを通じて，品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。	8.5　改善 8.5.1　継続的改善 組織は，品質方針，品質目標，監査結果，データの分析，是正処置，予防処置及びマネジメントレビューを通じて，品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
8.5.2 是正処置 (1)組織は，再発防止のため，不適合の原因を除去する処置をとらなければならない。	(是正処置) 第五十四条　　発電用原子炉設置者は、発見された不適合による影響に照らし、適切な是正処置を講じなければならない。この場合において、原子力の安全に影響を及ぼすものについては、発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）を、手順を確立した上で、行わなければならない。	第５４条（是正処置） １　規則第５４条第１項に規定する「原子力の安全に影響を及ぼすもの」とは、「原子力の安全の確保に与える重要性に応じて不適合を分類するもののうち、重要度の高いもの」をいう。	5.5.2　是正処置 (8.5.2) (1)　組織は，次の各号に掲げる事項（JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を「不適合管理要項」に定め，再発防止のため，検出された不適合の原因を除去する処置を実施する。	8.5.2　是正処置 組織は，次の事項を「不適合管理要項」に定め，実施する。 (1)　組織は，再発防止のため，不適合の原因を除去する処置をとる。	・保安規定との整合を図り記載の適正化 ・保安規定との整合を図り記載の適正化
(2)是正処置は，検出された不適合のもつ影響に応じたものでなければならない。			(2) 是正処置は，検出された不適合のもつ原子力安全への影響に応じたものとする。	(2)　是正処置は，検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
(3)次の事項に関する要求事項（附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を規定するために，“文書化された手順”を確立しなければならない。	2　　発電用原子炉設置者は、次に掲げる要求事項を規定した是正処置手順書を作成しなければならない。		**再掲(1)** 組織は，次の各号に掲げる事項（JEAC4111附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を「不適合管理要項」に定め，再発防止のため，検出された不適合の原因を除去する処置を実施する。	(3)　次の事項に関する要求事項（ＪＥＡＣ４１１１附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を規定する。	・保安規定との整合を図り記載の適正化

原子力発電所における安全のための 品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
a）不適合の内容確認	一　　不適合の照査		(a) 不適合の内容確認	a)　不適合のレビュー	・工認審査基準の反映
b）不適合の原因の特定	二　　不適合の原因の明確化		(b) 不適合の原因の特定	b)　不適合の原因の特定	
c）不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価	三　　不適合が再発しないことを確保するための措置の必要性の評価		(c) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価	c)　不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価	
d）必要な処置の決定及び実施	四　　所要の是正処置（文書の更新を含む。）の明確化及び実施		(d) 必要な処置の決定及び実施	d)　必要な処置の決定及び実施	・文書の更新を伴わない是正処置もあるとのパブリックコメントの回答を得ているため，JEACベースの記載とした。
e）とった処置の結果の記録(4.2.4参照)	五　　是正処置に関し調査を行った場合においては、その結果及び当該結果に基づき講じた是正処置の結果の記録		(e) とった処置の結果の記録	e)　とった処置の結果の記録 (4.2.4 参照)	・保安規定との整合を図り追加
f）とった是正処置の有効性のレビュー	六　　講じた是正処置及びその実効性についての照査	2　規則第５４条第２項第６号に規定する「実効性」とは、ＪＩＳ Ｑ９００１で使用されている「有効性」に相当するものである。	(f) とった是正処置の有効性のレビュー	f)　とった是正処置の有効性のレビュー	
注記　f)における“とった是正処置”とは，a)～e)のことである。					
8.5.3 予防処置 (1)組織は，起こり得る不適合が発生することを防止するために，保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設から得られた知見の活用を含め，その原因を除去する処置を決めなければならない。	（予防処置） 第五十五条　　発電用原子炉設置者は、起こり得る問題の影響に照らし、適切な予防処置を明確にして、これを講じなければならない。この場合において、自らの発電用原子炉施設における保安活動の実施によって得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映しなければならない。	第５５条（予防処置） 1　規則第５５条第１項に規定する「保安活動の実施によって得られた知見」とは、例えば、「不適合管理及び是正処置に関する活動を通して得られた知見の他、良好事例から得られた知見」をいう。 2　規則第５５条第１項に規定する「他の施設から得られた知見」とは、例えば、「他の原子力施設を含めた他の施設で発生した不適合に関する情報の分析によって得られた知見や他の組織との共有によって得た情報から得られた知見」をいう。	5.5.3　予防処置 (8.5.3) (1) 組織は，次の各号に掲げる事項（JEAC4111附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を「不適合管理要項」に定め，保安活動によって得られた知見から，将来起こり得る不適合を予測し，その発生を防止するため，予防処置を実施する。 (2) 発電管理室長及び発電所長は，国内外の原子力発電所を含めた他の施設から得られた知見（ＢＷＲ事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を含む。）から，将来，自己の発電所において起こり得る不適合を予測し，その発生を防止するため，予防処置を実施する。	8.5.3　予防処置 組織は，次の事項を「不適合管理要項」に定め，実施する。 (1)　組織は，起こり得る不適合が発生することを防止するために，保安活動の実施によって得られた知見（良好事例を含む。）及び他の施設から得られた知見（ＢＷＲ事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を含む。）の活用を含め，その原因を除去する処置を決める。この活用には，保安活動の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者と共有することも含む。	・保安規定との整合を図り記載の適正化 ・工認審査基準の反映 ・工認審査基準の反映
(2)予防処置は，起こり得る問題の影響に応じたものでなければならない。	2　　発電用原子炉設置者は、次に掲げる要求事項（根本原因分析に係る要求事項を含		(3) 予防処置は，将来起こり得る不適合のもつ原子力安全への影響に応じたものとす	(2)　予防処置は，起こり得る問題の影響に応じたものとする。	・保安規定との整合を図り記載の適正化

原子力発電所における安全のための品質保証規程 JEAC4111-2009	工認審査基準 H25.6.28 公示版	工認審査基準の解釈 H25.6.19 規制委員会付議版	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H23.10.13 前回届出版※1＞	東海第二発電所　品質保証計画 ＜H29.11.24 補正版＞	備考
(3)次の事項に関する要求事項(附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。)を規定するために，“文書化された手順”を確立しなければならない。	む。)を定めた予防処置手順書を作成しなければならない。		る。 再掲(1) 組織は，次の各号に掲げる事項(JEAC4111附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。)を「不適合管理要項」に定め，保安活動によって得られた知見から，将来起こり得る不適合を予測し，その発生を防止するため，予防処置を実施する。	(3)　次の事項に関する要求事項（ＪＥＡＣ４１１１附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を規定する。	・保安規定との整合を図り記載の適正化
a)起こり得る不適合及びその原因の特定	一　　起こり得る不適合及びその原因の明確化		(a) 起こり得る不適合及びその原因の特定	a)　起こり得る不適合及びその原因の特定	
b)不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価	二　　予防処置の必要性の評価		(b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価	b)　不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価	
c) 必要な処置の決定及び実施	三　　所要の予防処置の明確化及び実施		(c) 必要な処置の決定及び実施	c)　必要な処置の決定及び実施	
d) とった処置の結果の記録(4.2.4参照)	四　　予防処置に関し調査を行った場合においては、その結果及び当該結果に基づき講じた予防処置の結果の記録		(d) とった処置の結果の記録	d)　とった処置の結果の記録 (4.2.4 参照)	・保安規定との整合を図り追加
e) とった予防処置の有効性のレビュー	五　　講じた予防処置及びその実効性についての照査	3　規則第５５条第２項第５号に規定する「実効性」とは、ＪＩＳ Ｑ９００１で使用されている「有効性」に相当するものである。	(e) とった予防処置の有効性のレビュー	e)　とった予防処置の有効性のレビュー	
注記１　(1)における“活用”には，保安活動の実施によって得られた知見を他の組織と共有することも含まれる。 注記２　e)における“とった予防処置”とは，a)～d)のことである。					

4. 「保安規定品質保証計画」及び「工事計画認可申請の品質保証計画」の記載のうち原子炉施設の考え方について

「保安規定品質保証計画」及び「工事計画認可申請の品質保証計画」に記載がある「原子力施設」の記載を「原子炉施設」に見直しを行う。理由は以下のとおり。

現在の記載（原子力施設）の考え方

実用炉規則第92条第1項第3号にて要求される発電用原子炉施設の品質保証に関する要求事項を満たすため，JEAC4111 に記載を合わせ「原子力施設」とした。

この際，保安規定及び工認対象施設の対象範囲より，各品質保証計画の対象範囲が広がることとなるが，各品質保証計画は当社の品質マネジメントシステムを現し，その対象範囲に原子炉施設を包含しているため問題はないと判断している。

変更後の記載（原子炉施設）の考え方

保安規定と設計及び工事に係る品質保証計画の対象を明確にするために，実用炉規則の対象となる発電用原子炉施設を指す「原子炉施設」とする。

原子力施設と原子炉施設の関係について

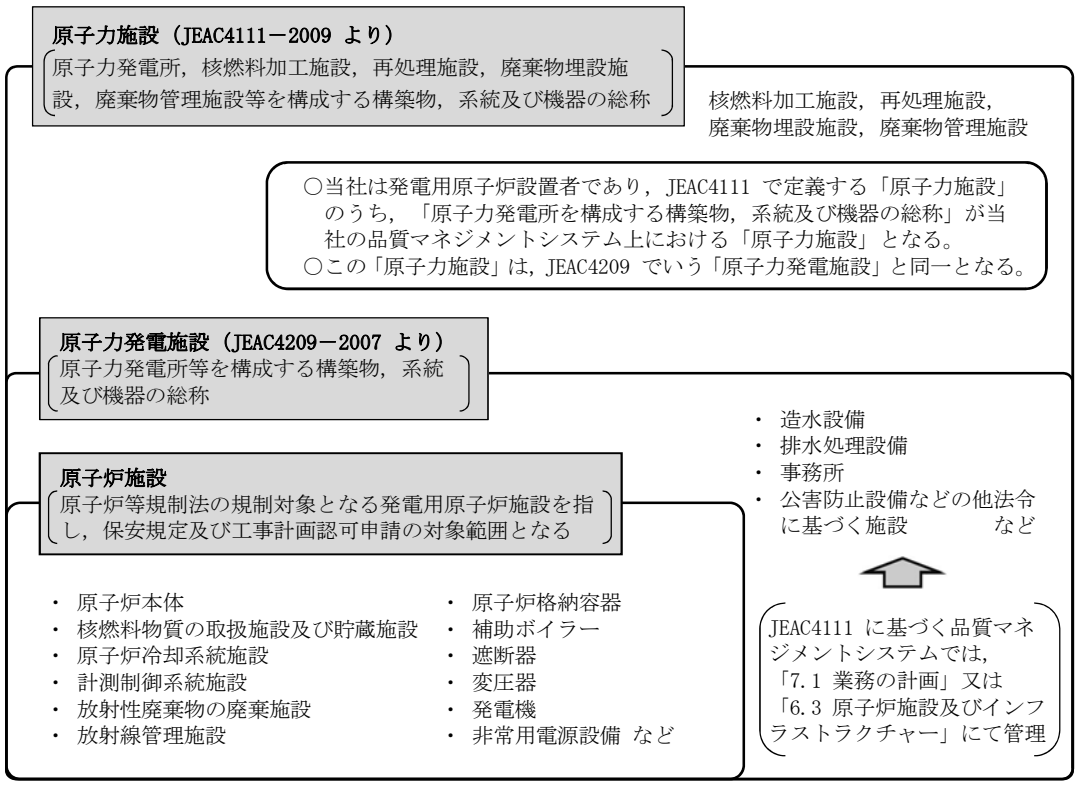

○原子炉施設の管理については「7.1 業務の計画」にて管理を行う。
○原子炉施設以外の原子力施設については，「7.1 業務の計画」にて管理，若しくは「6.3 原子炉施設及びインフラストラクチャー」にて利用できるように維持する。

以 上